

A列	B列	C列	D列	E列	F列	G列	H列														
行 番 号 ↓	博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説 <b>地震、火災、風水害の事前対策</b> <b>(詳細版)</b> <b>【シート4】</b> 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編集（令和7年3月24日版） ご利用の前にシート1（凡例）をお読みください。★印は、文化財防災センターによる注記、再掲、関連項目などの情報を示しています。			文科省ガイドブックにおける主要項目の解説（抄録）	<b>【参考情報】大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁 平成31年）における主要項目の解説等</b> ★標記ガイドラインは、一定の大規模・高層の防火対象物を対象にしており、すべての博物館が対象になるわけではありませんが、中規模・小規模博物館の消防計画、危機管理マニュアルにも参考になる部分が多いと考えられるため、参考情報として抄録を掲載します。これについては凡例（シート1）のNo.5をお読みください。なお「自衛消防組織」は、同ガイドラインが対象とする、防災管理実施義務がある建物においてのみ設置される点に留意してください。それ以外の博物館では、「自衛消防隊」など別の名称となります。また「防災管理者」の選任が義務付けられているのも防災管理実施義務がある建物だけです。	<b>調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした記載例</b> ★この記載例における「防災管理実施義務のある館」については左のセル及び凡例（シート1）のNo.5をお読みください。	<b>その他の参考資料</b> ★URLについては令和7年3月10日参照														
2	<b>基本方針の明確化（総則的事項：消防計画の目的等に関する事項）</b>			基礎編pp.4-5, pp.19-21 実践編pp.17-22	消防計画作成の一般的な手順>防火・防災安全上の目標設定 p.6 当該防火対象物における防火・防災安全上の目標を設定する。基本的な目標は、まず第一に利用者の人命・身体安全の確保であり、その後は二次災害の防止となる。それら基本的な目標の達成を判断するための具体的な指標（例えば避難を完了させる時間・被害の及ぶ範囲を局限化する規模等）を検討する。防火対象物の実情や災害の態様に応じて、具体化された指標に変動が生じ得ることに留意が必要である。																
3	消防計画の目的				消防計画の目的>具体的な記述のポイント p.105 ▶地震、火災、毒性物質の放出等その他の災害（避難等への対応に限る）を対象に、その災害発生時の防止と被害の軽減を目的としたものであることを規定する。  消防計画の目的>記述内容の解説 p.105 ▶在館者の人命安全の確保及び二次災害発生時の防止が基本的な目標となる。	【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 <input type="checkbox"/> 目的 この計画は、消防法第8条第1項及び第36条に基づき館の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生時の防止を目的とする。															
4	守るべきもの																				
5	来館者（来園者）、館内業務従事者（以下「館内スタッフ」）、地域の住民			基礎編p.4 <input type="checkbox"/> 守るべきもの 何よりも来館者、職員、地域の住民を最優先に守ります。次に資料や作品、地域の文化、施設、地域との連携、ブランドを守ります。																	
6	博物館資料（展示資料及び収蔵資料）			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表 2 守るべきもの</th> </tr> <tr> <th>守るべきもの</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>来館者、職員、地域の住民</td> </tr> <tr> <td>資料</td> <td>歴史系資料(文書資料・民族資料等)、美術系作品(絵画・彫刻・工芸・書等)、科学系資料(標本、模型、写真、録音テープ、ビデオテープ等)、動植物(動物、魚類、植物等)</td> </tr> <tr> <td>施設・設備</td> <td>展示室、収蔵室、事務室、ショップ、レストラン、ガーデン等 電気設備、情報通信設備、給排水設備、防火設備等</td> </tr> <tr> <td>地域との連携</td> <td>地域の文化、つながり</td> </tr> <tr> <td>ブランド</td> <td>当該博物館としての信用、評判</td> </tr> </tbody> </table>	表 2 守るべきもの		守るべきもの	内容	人	来館者、職員、地域の住民	資料	歴史系資料(文書資料・民族資料等)、美術系作品(絵画・彫刻・工芸・書等)、科学系資料(標本、模型、写真、録音テープ、ビデオテープ等)、動植物(動物、魚類、植物等)	施設・設備	展示室、収蔵室、事務室、ショップ、レストラン、ガーデン等 電気設備、情報通信設備、給排水設備、防火設備等	地域との連携	地域の文化、つながり	ブランド	当該博物館としての信用、評判			
表 2 守るべきもの																					
守るべきもの	内容																				
人	来館者、職員、地域の住民																				
資料	歴史系資料(文書資料・民族資料等)、美術系作品(絵画・彫刻・工芸・書等)、科学系資料(標本、模型、写真、録音テープ、ビデオテープ等)、動植物(動物、魚類、植物等)																				
施設・設備	展示室、収蔵室、事務室、ショップ、レストラン、ガーデン等 電気設備、情報通信設備、給排水設備、防火設備等																				
地域との連携	地域の文化、つながり																				
ブランド	当該博物館としての信用、評判																				
7	施設・設備																				
8	博物館の信用																				
9	消防計画の適用範囲（場所・人）			基礎編 ii <input type="checkbox"/> ガイドブックの使い方>他の計画類との関係 既に消防計画に定めている事項は、消防計画を基本として下さい。	消防計画の適用範囲（場所・人）>具体的な記述のポイント p.105 ▶従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として消防計画を作成する。	【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 <input type="checkbox"/> 適用範囲 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。 (1)当館に勤務し、出入りするすべての者 (2)防火・防災管理業務の一部を受託している者 (3)当館建物及び敷地内すべての場所															
10	管理権原の範囲			指定管理者制度導入館／発展編pp.7-12 (1) 指定管理者制度 (2) 指定管理者の管理責任範囲の確認 ・指定管理者の募集／応募時に考えるべきことーリスク分担の明確化ー ・管理開始前／運営時に考えるべきことー館内危険箇所の予防的改修措置ー ・各ステークホルダーとの協議・連携 (3) 大規模災害時の指定管理者の役割 ・災害マニュアルの共有 ・避難所に指定されている博物館における指定管理者の役割 ・博物館に避難者が訪れた場合の指定管理者の役割 (4) 指定管理者制度における博物館リスクマネジメントのチェックリスト	管理権原の範囲>具体的な記述のポイント p.105 (pp.8-9) ▶管理権原が分かれている場合、その権原・責任の範囲を明確に記載する（平常時の管理区分が明確でない場合や空間的な重複があるような場合にも防火・防災管理上の空白が生じないように防火・防災管理責任の範囲を明確化する）。 ▶指定管理者制度、不動産信託制度、PFI、SPCのような管理形態での管理責任関係の明確化について記載する。 ▶防火・防災管理者の一部委託（一括選任）を行う場合の権原委任や管理責任関係の明確化について記載する。 ▶管理責任状況の定期的な把握手段、変更時の消防計画変更手段について記載する。	【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 <input type="checkbox"/> 管理権原の及ぶ範囲 管理権原の及ぶ範囲は、☆全体とする。 管理権原者は、防火対象物の管理形態、権利形態を「防火対象物実態把握表」により把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理業務を適正に行わせなければならない。  【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 <input type="checkbox"/> 管理権原者の責務 1 管理権原者は、館長とし、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等必要な指示を与えなければならない。 4 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。															

11	災害想定及びPDCAサイクル（消防計画の見直しを着実に実施するための手順等）	<p>基礎編p.12</p> <p>□ 対応マニュアルの整備</p> <p>消防法に則って消防計画を作成し、火災や避難について検討されていると思いますが、風水害、事故、感染症等の多様な危機に対応していくためにはそれらのリスクも含めたより詳しい応急対応マニュアルを整備し、毎年見直すことが望まれます。応急対応マニュアル作成にあたっては、できるだけ職員が自ら関与して、自館の特徴を勘案したものを作成することが望まれます。応急対応マニュアルには、起こりうるリスク、応急活動の内容やチェックリストを記述しておく必要があります。訓練のときに課題となったことは、訓練後話し合う機会を持ち、マニュアルの見直しを行いましょう。</p> <p>実践編p.31</p>	<p>消防計画作成の一般的な手順&gt;PDCAサイクルの採用 p.7</p> <p>被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善していく仕組み（PDCAサイクル）を消防計画に盛り込んでおくことが必要である。</p> <p>災害想定及びPDCAサイクル（消防計画の見直しを着実に実施するための手順等）&gt;具体的な記述のポイント p.105 (p.9)</p> <p>▶地震発生時における被害の想定の実施及び当該想定被害に対応した対策の具体的な内容について記載する [注：p.22別冊1を参照]。</p> <p>▶定期的な検討、訓練による検証等を踏まえた継続的な消防計画の見直し・改善を確実に実施するための組織、手順を明確に記載する。</p> <p>▶消防計画を見直すための組織（防火・防災管理委員会、共同防火・防災管理における協議会）・手順について記載する。</p> <p>災害想定及びPDCAサイクル（消防計画の見直しを着実に実施するための手順等）&gt;記述内容の解説 p.105 (p.5, p.9)</p> <p>▶少なくとも震度6強程度の地震の発生を想定して、具体的な被害の態様及びそれに対応した対応策の考え方及び消防計画反映のポイントについて記載する。</p> <p>▶消防計画の記載事項の変更が生じた場合には見直しを行うことを記載する。</p> <p>▶消防計画を定期的に検討・見直しを行うことを明確に記載する。</p> <p>▶自衛消防訓練の実施結果により必要な見直しを行い、消防計画に反映させることを記載する。</p> <p>災害想定及びPDCAサイクル（消防計画の見直しを着実に実施するための手順等）&gt;活動要領例等 p.105 (p.9)</p> <p>▶訓練の検証結果の他にも見直しを行う事由</p> <p>例：人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更、類似した防火対象物からの火災事例が発生した場合等</p>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p>□ 災害想定</p> <p>防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度6強程度）時における別表の災害を想定し、平素の検査・点検及び整備を行うとともに、従業員に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。</p> <p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p>□ 消防計画を見直すための組織</p> <p>1 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。</p> <p>2 防火・防災管理委員会の構成は、別表のとおりとする。</p> <p>3 防火・防災管理委員会会長は、次の場合に、開催するものとする。</p> <p>(1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。</p> <p>(2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき。</p> <p>4 会議の主な審議事項</p> <p>防火・防災管理委員会は、防火・防災業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。</p> <p>(2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。</p> <p>(3) 自衛消防訓練に関すること。</p> <p>(4) 従業員の教育・訓練に関すること。</p> <p>(5) その他防火・防災管理上必要な事項</p> <p>5 防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。</p> <p>【★注：以上が防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p>□ 見直しのタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令（消防関係法令など）・制度が改正されたとき</li> <li>・類似の危機管理マニュアルとの整合性が必要とされるとき</li> <li>・社会情勢が変化したとき</li> <li>・危機事象が終息し、事後処理を終えたとき。関係職員によりその原因、事象に対する対応、事後処理等について検証し、一連の対応についての評価を行う。評価又は再発防止策を検討した結果、マニュアルに不備がある場合は、すみやかに改正する。</li> <li>・人身事故が生じたとき</li> </ul> <p>事故原因を究明し再発を防止するため、消防や警察の指導や関係者の意見を踏まえ、人身事故等に係るマニュアルの見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館資料に係る事故が生じたとき</li> </ul> <p>博物館資料に係る事故の再発を防止するため、速やかに事故原因を調査し、再発防止に努める。また資料管理のマニュアルの見直しを行う。</p>	
12	リスクの把握と評価	<p>基礎編pp.6-8</p> <p>博物館をとりまく自然災害、事故、騒動等のリスクを洗い出し、リスクの大きさや影響、リスクの対応方針を検討します。</p> <p>実践編pp.23-27</p> <p>□ 目的</p> <p>災害時に博物館で何が起こりそうか（脅威）を知っておくことが大切であり、リスクマネジメントの第一歩です。このステップではさらに、洗い出した脅威ごとに何らかの対策を講じる必要があるかどうかを評価します。</p> <p>□ 実践</p> <p>(1) 災害事例や地域特性を把握する</p> <p>(2) 博物館が抱える「脅威」を洗い出します</p> <p>(3) リスクを評価します</p> <p>(4) 被害シナリオを作成します</p> <p>(5) リスク対応方針を検討します</p>	<p>消防計画作成の一般的な手順&gt;被害態様の評価 p.6</p> <p>具体的な災害の発生を想定し、その被害態様の全体像（①建物等の基本被害②建築設備等被害③避難施設等被害④消防用設備等被害⑤収容物等被害⑥ライフライン等被害等）を評価する（大規模地震による被害の基本的な想定手法についての詳細は別冊1を参照）。なお、建物構造や避難施設等が大きく損壊するおそれがある場合には、必要強度の確保が合理的な計画作成の前提として必要となることに留意すべきである。</p>	<p>□ 危機管理意識向上研修の実施（年1回以上、☆月に実施）</p> <p>危機発生の未然防止や再発防止に向けた検討を行うため、危機管理意識向上研修を実施する。</p> <p>①危機の芽（リスク）への対応</p> <p>日常業務で気づいたリスクやヒヤリハット事例について所属内で共有し、未然防止策について話し合う（結果はリスク対策検討シートにまとめる）</p> <p>②他所で起こった危機への対応</p> <p>新聞報道を題材に他所で発生した危機事例を題材に、類似の危機を起こさないための未然防止に向けた対策などを話し合う（結果は危機事例研究シートにまとめる）</p> <p>③発生してしまった危機への対応（所属内で発生した場合に実施）</p> <p>危機が発生した原因や再発防止策について話し合いを行う。また、類似の危機が再度発生した場合に備えて、対応に問題がなかったか話し合いを行う。（結果は危機事案に関する検証シートにまとめる）</p>	
13	災害事例や地域特性の把握（過去の災害経験やハザードマップ等）	<p>風水害・津波／実践編pp.51-52</p> <p>□ 周辺の危険箇所を確認</p> <p>地方公共団体等には、「防災マップ」「ハザードマップ」という、地域の危険な場所を示した地図を発行しているところもあるので、活用してください。特に河川や海岸が自館の近くにある場合には、洪水や高潮に対する配慮が必要です。河川や海岸の治水対策の状況、博物館との位置関係、位置している標高などを考慮し、水害の危険性を把握します。また、市街地でも雨水の排水能力の不足により、地域的に浸水するおそれがありますから、最近の浸水箇所を把握しておくことも大切です。</p>	<p>地震の規模等の想定 p.23</p> <p>当該防火対象物が存する地域において備えるべき最大級の地震規模を想定する。</p> <p>(1) 本ガイドラインでは震度6強程度の地震は共通的に想定することとする。</p> <p>(2) 地域防災計画における想定地震災害の規模や、建築基準法の耐震設計の考え方における「存在期間中に遭遇する可能性がある最大級の地震規模」等、具体的に想定されている地震があれば、その想定も考慮する。</p> <p>また、発生する時間帯、自然条件については最も大きな被害が想定される時間・条件を基本とするとともに、特徴的な差異（例：宿泊施設における昼夜の対応行動の違い等）が生じる場合も考慮する。</p> <p>(3) 上記想定に達することのない規模の地震についても、長周期地震動によるエレベーターの多数停止等、対応すべき特異な事象を生じる可能性があることに留意し、計画作成に当たって考慮する。</p>	<p>過去の災害経験やハザードマップ、防災マップ等を参考に被害の発生が予想される箇所を予め把握しておく。</p> <p>□ 洪水／高潮浸水想定区域（近隣の川の氾濫／想定している総雨量、発生確率）</p> <p>□ 家屋倒壊等氾濫想定区域</p> <p>□ 土砂災害警戒区域</p> <p>□ 津波浸水想定区域</p> <p>□ 地震による津波について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6のときの津波最短到着時間</li> <li>・東南海・南海地震による津波の発生頻度</li> <li>・南海トラフ巨大地震による津波の発生頻度、震度分布図、液状化危険度分布図</li> </ul> <p>□ 館の近くの指定津波避難所と最大収容人数、津波の際の避難場所（近くの建物☆階等）</p> <p>□ 近隣地域における延焼、建物倒壊等について</p> <p>□ 当館における「危機管理」とは、危機が発生した場合の初期対応はもちろんのこと、これまでに経験した事例（ヒヤリ・ハット事例）や過去の大規模災害などを教訓とする予防的な対策も含む。</p>	<p>ハザードマップポータルサイト（国土交通省国土地理院）</p> <p><a href="https://disaportal.gsi.go.jp/index.html">https://disaportal.gsi.go.jp/index.html</a></p>
14	博物館が抱えるリスクの洗い出し	<p>基礎編pp.6-7</p> <p>□ リスクの洗い出し</p> <p>対象とするリスクについて、あなたの博物館の立地特性、展示特性、あなたの博物館での災害や事故等の事例、類似館での災害や事故等の事例等をもとに把握し、洗い出します。</p> <p>① 今まであなたの博物館や博物館のある地域で発生した災害事例を把握します。</p> <p>② あなたの博物館の建物や博物館資料のリスクを洗い出します。</p>	<p>大規模地震による被害の基本的な想定手法について&gt;防火対象物における被害の想定 pp.23-25</p>	<p>□ 危機管理マインドの醸成</p> <p>新聞、インターネットなどにより、危機発生事例の情報共有を図ることで、職員一人ひとりがリスクに関する感性を磨き、訓練の実施など、普段から危機管理に対する意識を醸成する。</p>	

15		リスクの評価	<p>基礎編p.8 □ リスクの評価 対象とするリスクについて、発生確率、被害の大きさの詳細な定量化は困難です。入手可能な情報をもとに関係者で議論を行い、あなたの博物館のリスクのマッピングをします。そして、リスクの顕在化の可能性や影響による順位付けをします。</p>	<p>大規模地震による被害の基本的な想定手法について&gt;防火対象物における被害の想定 pp.23-25</p>		
16		被害シナリオの作成	<p>実践編p.26 □ 被害シナリオの作成 災害事例や地域特性を踏まえ、災害発生時の被害シナリオを作成します。リスクの把握と評価の結果に基づき博物館内の弱点を把握します。教育訓練を通して、緊急時対応上の課題を把握します。想定されるシナリオを数多く作成することが大切であり、災害対策のチェックリストになります。職員全員にシナリオ作りに参加してもらおうと良いでしょう。こうした被害シナリオが顕在化しないよう、予防対策を講じ、災害対応マニュアルを準備しましょう。被害シナリオごとに現在の対策状況を整理します。</p>	<p>大規模地震による被害の基本的な想定手法について&gt;防火対象物における被害の想定 pp.23-25 想定される被害の相関 p.32 地震発生時の被害想定例 pp.33-34 被害想定シナリオ（ホテルの場合、震度6強、地震発生時間午前5時30分）</p>		
17		リスク対応方針の検討	<p>基礎編p.8 □ リスク対応方針の検討 リスク対応の方針として、以下の4つの方法がありますが、リスク低減のための各種予防措置が基本となります。損害額がある値未満の事象については、対策の対象とせず、リスクを保有したり、ある発生確率未満の事象に対しては、リスクの保有または移転を行うものとして対策の対象としないことが一般的です。常時展示している資料や作品の点数と実物の展示期間を制限して、被災を受けるリスクを少なくするようにしている館もあります。</p>			
18	防火管理者及びその権限、業務、防火管理組織	<p>★注：防災管理義務のある大規模な建築物等の場合、防火管理者と防火管理組織が上記に加わります。</p>	<p>防火・防火管理者及びその権限、業務、防火・防火管理組織&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.9) ▶防火・防火管理者が誰であるかを明確にする。 ▶管理権原が分かれている場合に統括防火・防火管理者との関係について明確にする。 ▶防火・防火管理者の委託を行っている場合にその委託関係及びその手続きを明確にする。 ▶防火・防火管理者に防火・防火管理業務上与えられている権限と行うべき業務を明確にする。 ▶防火・防火管理者を補完する組織（防火・防火管理委員会等）の構成（管理権原者、防火・防火管理者、自衛消防組織の統括管理者、地区隊長等）、開催方法（時期）、審議内容について具体化する。</p> <p>防火・防火管理者及びその権限、業務、防火・防火管理組織&gt;記述内容の解説 p.106 ▶共同防火・防火管理における統括防火・防火管理者と個々の防火・防火管理者との連絡調整、指示命令、報告等の関係について、協議事項で定め、全体の消防計画及び個々の消防計画において明確に記載する。</p>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 □ 防火・防火管理業務の委託 1 防火・防火管理業務の一部を委託して行う者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防火管理者、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。 2 受託者の防火・防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表のとおりとする。 3 受託者は、防火管理業務と防災管理業務とを一体として行うものとする。 4 受託者は、委託した防火・防火管理業務について定期的に防火・防火管理者に報告する。</p> <p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 □ 防火・防火管理者の業務と権限等 防火・防火管理者は、☆とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。 (1) 消防計画の作成及び変更 (2) 自衛消防組織に係る事項 (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督 (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理 (6) 収容人員の適正管理 (7) 従業員等に対する防災教育・訓練の実施 (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督 (9) 収容物等の落下、移動の防止措置 (10) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立 (11) 放火防止対策の推進 (12) 関係機関との連絡 (13) その他防火・防災上必要な事項</p>		
19	地域防災計画との調整	<p>基礎編 ii □ ガイドブックの使い方&gt;他の計画類との関係 市町村等の地域防災計画に定められている事項は、その規定に従って下さい。</p> <p>実践編p.22 □ 災害時における博物館の社会的役割を把握しておきます。例えば市町村から広域避難場所に指定されている、都道府県内の文化財を一時保管する施設に指定されている等が考えられます。博物館の所在する市町村の地域防災計画等を確認しましょう。</p>	<p>地震に特有の内容&gt;地域防災計画との調整&gt;具体的な記述のポイント p.107 (p.11) ▶消防計画の作成・見直しの際の、火災時に関する消防計画、地域防災計画、その他災害時の業務計画等との関係の整理・調整のための組織体制、整理・調整の考え方を記載する。</p> <p>地域防災計画との調整&gt;記述内容の解説 p.107 (例)当該建築物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか消防計画作成時及び定期に見直しを行うことを記載する。</p>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】 □ 防火・防火管理者は、市区町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測及び防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性確保に努める。</p>	<p>地域防災計画データベース（総務省消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/bousaieikaku/">https://www.fdma.go.jp/bousaieikaku/</a></p>	

20	共通的事項 [各災害に共通する予防的事項]				
21	予防的活動に係る組織体制		<p>予防的活動に係る組織体制&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.10)</p> <p>▶防火・防災担当責任者、火元責任者について、その任にあたる者、責任区分、業務内容を明確化する。</p>	<p>□ 予防活動組織</p> <p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p>1 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階などを単位として防火・防災担当責任者を、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>2 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。</p> <p>(2) 防火・防災管理者の補佐</p> <p>3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 火気管理に関すること。</p> <p>(2) 自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。</p> <p>(4) 防火・防災担当責任者の補佐</p>	
22	自主チェックに係る組織体制		<p>自主チェックに係る組織体制&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.10)</p> <p>▶防火・防災管理者（及びその組織）による自主チェックの方法、実施計画について具体化する。</p> <p>▶法8条の2の2による防火対象物定期点検報告、法36条で準用される法8条の2の2の防災管理点検報告の対象となっている場合、その実施方法等について具体化する。</p> <p>▶消防用設備等の点検報告の実施方法等について具体化する。</p> <p>▶その他防火安全に係る点検等チェック体制について具体化する（連動シャッターの動作点検等）。</p> <p>自主チェックに係る組織体制&gt;記述内容の解説 p.106 防火・防災管理者等に関する事項</p>		
23	記録に係る事項		<p>記録に係る事項&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.10)</p> <p>▶防火・防災管理上必要な書類等について編冊した防火・防災管理維持台帳を作成し整備し保管することを具体化しておく（具体的書類名、管理責任、管理場所等）。</p>		
24	休日・夜間等の対応に係る事項		<p>休日・夜間等の対応に係る事項&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.10)</p> <p>▶終日の利用状況を確認し、防火・防災管理体制の空白がないようにする。</p>		
25	工事中の安全対策に係る事項		<p>工事中の安全対策に係る事項&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.10)</p> <p>▶建物の一部が工事等をしている場合の防火・防災管理体制について明確化しておく（工事中の消防計画の作成等）。</p>		
26	定員管理に係る事項		<p>定員管理に係る事項&gt;具体的な記述のポイント p.106 (p.10)</p> <p>▶在館者の状況について常時確認し、必要に応じて制限を行うことについて、その責任主体・実施方法を明確化しておく。</p>		

27	自衛消防の組織（自衛消防隊、自衛消防組織等） ★注：「自衛消防組織」は防災管理実施義務のある大規模・高層の防火対象物に設置されます。それ以外の博物館では、「自衛消防隊」など別の名称となります。		<p>自衛消防組織の編成について pp.58-65</p>	<p>災害はいつ、どのような条件下、どのような形で起こるか分からない。実際の災害時には、スタッフ一人一人の迅速な判断、実行力、そしてその時のスタッフの結束が求められる。また館では変則的な勤務体系によって、全員が指揮者を担う可能性がある。</p>	
28	自衛消防の組織の編成		<p>自衛消防組織の編成&gt;具体的な記述のポイント pp.107-108 (p.12)</p> <p>▶自衛消防組織の編成及び人員の構成を具体的に記載する。</p> <p>主要な編成についてその基本的なルール及び編成例としては、別冊3参照。</p> <p>(例)</p> <p>本部隊の基本編成 統括管理者 指揮班 情報収集・連絡班 消火班 避難誘導班 安全防護班 応急救護班</p> <p>地区隊の基本編成 地区隊長 情報収集・連絡班 消火班 避難誘導班 安全防護班 応急救護班</p>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p>□ 自衛消防組織の編成</p> <p>1 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。</p> <p>2 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。</p> <p>(1) 統括管理者には、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。</p> <p>(2) 統括管理者は、その任務の代行者を定める。</p> <p>3 本部隊に、班を置く。</p> <p>(1) 本部隊に置く班は、指揮班、通報連絡（情報）班、消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。</p> <p>(2) 防災センターを本部隊の活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。</p> <p>4 地区隊に、地区隊長及び班を置く。</p> <p>地区隊に置く班は、通報連絡（情報）班、消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。</p> <p>5 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表のとおりとする。</p> <p>□ 自衛消防組織の活動範囲</p> <p>1 自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。</p> <p>2 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。</p>	

重要物搬出班

- ▶本部隊・地区隊別に体制・任務を明確化する。
- ▶自衛消防組織の統括管理者、地区隊長の権限及び任務を明確に記載する。
- ▶必要な人的体制について、災害想定・目標設定により導き出される規模・能力が確保されるようにする。（別冊2）
- ▶複数の管理権原者に分かれている防火対象物の場合は、全体としての自衛消防組織の編成及び人員、共同して設置する自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営、自衛消防組織の統括管理者の選任方法、自衛消防組織の活動範囲その他共同しておく自衛消防組織の運営に関し必要な事項について記載する。
- ▶大きな用途グループ（物品販売店舗と事務所等）や棟・区画の区分毎に地区隊を編成

共通的事項>自衛消防組織の編成 p.12

- ▶地震時等、活動できる人数が制約されたときの実施事項の優先度を明確に記載する。
- ▶複数の防災センターを設ける場合、以下の内容を行う旨を記載する。
  - ・消防機関への通報については、災害が発生している場所の監視制御を行っている防災センターから通報する事例が多いが、その際、通報した旨を他の防災センターにも連絡するなどして情報共有を図る。
  - ・防災センター等に勤務する委託者（警備会社等）との契約内容により、災害対応に支障を来すことのないように連携体制を構築する。

自衛消防組織の編成>記述内容の解説 pp.107-108

- ▶本部隊（統括本部隊）は1隊とする。
- ▶本部隊に自衛消防組織の統括管理者をおく。
- ▶自衛消防組織の統括管理者は、指揮、命令、監督等の一切の権限を有することを明確に定める。
- ▶自衛消防組織の統括管理者の不在時の代行者を定めておく。
- ▶地区隊長から自衛消防組織の統括管理者（本部隊）への報告・連絡を明記しておく。
- ▶本部隊は当該建物内の全ての場所から火災等の災害が発生したときは、地区隊に対して強力なリーダーシップを取り、あらゆる災害の初動対応及び全体の統制を行うものとする。火災等の災害への初動対応を行うとともに、地区隊が活動している場合においてもこれに協力し、指揮、統制を行い、他の地区隊に対して支援を要請し活動させることができるものとする。
- ▶地区隊は階・区画・主要な権原ごとに設ける。（同一階・同一区画で複数管理権原の場合は、それぞれの規模・人員などの実状に応じて編成することもあるし、複数階・区画でも管理が一体となっているときは同一の地区隊としてよい。）
- ▶地区隊に地区隊を統括する地区隊長をおく。
- ▶地区隊長は、自衛消防組織の統括管理者の命を受け、担当地区隊の機能が有効に発揮できるよう隊を編成する。
- ▶地区隊長は、担当地区の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防組織の統括管理者（本部隊）への報告、連絡を密にする。
- ▶自らのところだけでは地区隊編成が出来ない小規模管理権限の場合、隣接テナントと合同の地区隊を編成する。
- ▶地区隊は、各班（通報連絡班、消火班、避難誘導班など）で編成される。各班にはそれぞれ統括者（班長）を置く。
- ▶複数管理権原の防火対象物においては、管理権原ごとの消防計画及び共同防火管理制度における協議事項として一体的な編成を確保し、各事業所（各管理権原者）の自衛消防組織は、建物全体における地区隊として位置付けられ、統括本部隊の指揮下に入る。

自衛消防組織の編成>活動要領例等 pp.107-108

- ▶本部隊の行う主な任務は、次のとおり。
- ①自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- ②消防機関への情報や資料の提供、消防機関指揮本部との連絡
- ③在館者に対する指示
- ④関係機関や関係者への連絡
- ⑤消防用設備等の操作運用
- ⑥避難状況の把握
- ⑦地区隊への指揮や指示
- ⑧その他必要な事項
- ▶複数管理権原に分かれている場合、防火対象物の全領域で一体的に活動可能な自衛消防体制が確保されていることが必要であり、これを全体の消防計画及び管理権原毎の消防計画で位置付けることが必要である。
- ▶複数権原下で組織編成する場合、訓練が重要となる。
- ▶訓練を通して平常時から連絡体制・意志決定体制を確立させる。
- ▶編成上の工夫
- ▶参集時間、応急対応完了時間を考慮して自衛消防組織の編成を決める。
- ▶班編制は職務上の部署に対応したものとすると上下伝達、任務分担がわかりやすく人事異動にも対応しやすい。
- ▶災害の長期化に備えて交代要員を確保しておくことも考慮する。交代制勤務（シフト）を導入しているところは、シフト表を活用できる。

□統括管理者の権限

- 1 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 2 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 統括管理者による統括
- 1 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。
- 2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。
- 3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

【★防災管理実施義務のある館の記載例】

□本部隊の任務

- 1 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。
- 2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。
  - (1) 本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、本部長として活動拠点（防災センター）における次の任務にあたる。
    - ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
    - イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
    - ウ 在館者に対する指示
    - エ 関係機関や関係者への連絡
    - オ 消防用設備等の操作運用
    - カ 避難状況の把握
    - キ 地区隊への指揮や指示
    - ク その他必要な事項
  - (2) 本部隊の消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたる。
  - (3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
  - (4) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

□地区隊の任務

地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

□地区隊の活動

- 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。
- (1) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。
  - ア 被害状況の把握、情報の収集
  - イ 災害発生場所、状況等の本部隊への報告
  - ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡
- (2) 地区隊の消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる。
- (3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。
  - ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
  - イ 在館者のパニック防止措置
  - ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- (4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。
  - ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
  - イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
  - ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
  - エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
  - オ 活動上支障となる物件の除去
- (5) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたる。

[以上が、防災管理実施義務のある館の記載例]

□大規模災害発生の際に、委員会組織や活動本部を設置できるよう事前に体制作りをおこなう。  
□けが人、施設毀損の状況が重大である場合、交通機関が不通となった場合は、防火対策委員会組織による対応の協議を行い、館の閉鎖や一時避難者の対応等について検討する。

29	各班の任務	<p>基礎編pp.4-5 リスク対応時の班構成、リーダー、メンバー、役割を事前に定めておきます。博物館では、通常の防火管理者としての対応以外に、展示資料や収蔵資料の対応という特別な対応が必要となります。班等の組織を検討するに際して、近隣の消防、警察、市町村と協議して定めるとよいでしょう。また、建物内に防災センターのある博物館では、防災センターとの連携が非常に重要です。複合施設内の博物館では他の施設と連携した防災対策や合同の訓練の実施などが必要です。また設置管理者と運営管理者が異なる場合は、リスク管理上の役割分担と、相互協力や連携体制、指揮命令系統を事前に明確に取り決め、合同の訓練を行なうことが重要です。</p> <p>実践編p.21 災害発生時の対応体制を決めます。 班構成と役割を決めておきます。→ひな形4</p> <p>地震／実践編pp.35-36 □地震発生時の組織体制の構築 シフト外や欠勤等による不在、被災時の代替を担保するために複数名確保します。また、班構成と各班の役割を定め、連絡体制を整備します。</p> <p>発展編p.1 □職員役員の明確化 博物館における災害時対応には、集客施設であるため来館者の保護が必要であること、所蔵品・動植物の管理・保護が必要であることなど、他の施設には見られない博物館固有の特徴に応じて、取り組むべき課題がたくさんあります。 したがって、自衛消防隊のような役割を担っている人たちだけでなく、博物館関係者すべてが、災害時に自分が行うべき任務を全うできる体制作りが重要です。そのためには、災害時の緊急対応体制を迅速に構築するにあたり、あらかじめ博物館関係者の災害時の役割を明確化・文書化しておく必要があります。各グループの責任者については、その代行者も決めておきます。 表1は、地震や火事など、緊急を要する災害時の役割を定めている一例です。全ての博物館においてこのような役割分担表を整備しておくことが望まれます。</p> <p>発展編p.2 各人の役割を明確にしておく一方、災害時には想定外のことが多発するため、特定の役割を予め決めておらず自由に動けるポジション（遊軍）を設置することも有用です。このポジションには、館全体を俯瞰的に把握できる職制者が適しており、対策本部長と連絡を取りながら、その時々に必要な活動を自ら考え、職員に指示を出します。 館によっては、一人で複数の役割を担わざるを得ないこともあります。この場合、災害時の状況を想定し、予め各役割に優先順位をつけておきましょう。 例) 第一優先事項：被害状況の把握、来館者・職員の安全確保 第二優先事項：来館者・職員の避難、関係部署・機関への連絡 第三優先事項：資料の避難</p>	<p>各班の任務＞具体的な記述のポイント p.108</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶各班の任務内容・統括する者を明確化する。</li> <li>▶原則として各班の兼任は出来ないが、例えば当該業務の負担が設備等の活用等により非常に少ない場合（消火班と自動消火設備設置、安全防護班と防火設備等の作動の自動化・遠隔化、搬出すべき重要物品がない等）には、基本的な活動場所が同一の場合に限り兼任を認める（例：消火班と安全防護班等）。</li> </ul> <p>各班の任務＞記述内容の解説 pp.108-109</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶地区隊（各班）の行う主な任務は、次のとおり。</li> <li>▶通報連絡班（1班あたり3人程度が適当。 例：被害状況確認2人、連絡1人）</li> <li>▶被害状況の把握、情報収集及び伝達</li> <li>▶消防機関への通報及び防災センター等指定場所への連絡</li> <li>▶地区隊の通報連絡班は、災害発生場所、状況等を本部隊（防災センター）に報告する。</li> <li>▶初期消火班（1班あたり2人以上が適当。目安：屋内消火栓使用可能人数以上）</li> <li>▶消火器、屋内消火栓を活用しての消火活動</li> <li>▶班数は被害想定に基づく予想出火箇所数以上。予防的取り組みによって予想出火箇所数を減じることが可能。</li> <li>▶1班あたりの担当可能な面積の検討が必要。自動消火設備の寄与も考慮する。</li> <li>▶避難誘導班（避難誘導員数は空間の見通しや用途・構造・業態・利用者層に応じて算定）</li> <li>▶メガホン、携帯用拡声器等を活用しての在館者への避難誘導</li> <li>▶在館者のパニック防止措置</li> <li>▶避難状況の確認及び本部隊への報告</li> <li>▶避難器具の設定</li> <li>▶パニックが起こりやすい用途・構造の場合、パニック防止用説明員が必要。</li> <li>▶放送設備が使用可能な場合、誘導員数を減ずることが可能。</li> <li>▶オフィスビルなど誘導すべき人員が少ない場合は、誘導員数は少なくともよいため、建物内人員数だけでなく、誘導すべき人員の質・層も考慮する。</li> <li>▶災害弱者等の多い用途（病院等）の場合、搬送要員も必要（目安：介添え歩行可の場合、1人につき1人、寝たきりの場合1人につき4人（担架使用））</li> <li>▶安全区域までの避難所要時間も考慮する。</li> <li>▶安全防護班（1班あたり5人以上が適当。）</li> <li>▶防火戸、防火ダンパー等の操作</li> <li>▶危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置</li> <li>▶倒壊危険箇所の立入禁止措置</li> <li>▶スプリンクラー設備等の放水による水損の防止措置</li> <li>▶活動上支障となる物件の除去</li> <li>▶班数は、要救出箇所数（エレベーター閉じ込め、倒壊壁など）が考えられる。</li> <li>▶救出後の救護体制との兼ね合いが生じる。</li> <li>▶応急救護班</li> <li>▶救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に関わる措置</li> <li>▶搬出班（任意）</li> <li>▶重要書類及び物件の搬出</li> </ul> <p>防災センターは、防災施設、設備等の情報を一元化することにより、これらの設備等を有機的に連携し、監視、制御等を集中的に行う施設であるとともに、設備等の状況を適切に把握し、正確な防災情報を提供するなど、災害活動を適切かつ効果的に行うための中心的役割を果たす場所である。 防災センターにおいて、消防機関が迅速な災害対応を行う上で必要な情報（特に災害の状況、避難状況、消防用設備等の作動状況、自衛消防隊の活動状況、災害発生から消防隊現場到着時までの時系列情報等）を収集する方法を具体化しておく。</p>	<p>【★注：調査協力館において多く見られる班の編成は、通報連絡班ないし通報連絡（情報）班、初期消火班ないし消火班、避難誘導班、安全防護班ないし防護班です。重要物搬出班を設けている館も多いです。博物館資料のための保全班ないし保護班を編成に加えている館もあります。博物館資料の盗難に警戒を強め、水損や焼損を防止する任務は、重要物搬出班、安全防護班、避難誘導班等、各館によって異なる班が担っています。博物館資料の被災状況の確認、記録、報告という任務を初期消火班が担う事例もあります。】</p>	
30	自衛消防の組織の運用体制		<p>自衛消防組織の運用体制＞具体的な記述のポイントp.109</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶昼夜・営業時間内外において必要な体制が確保されるように平常時の体制、非常時の対応について具体化する。</li> <li>▶応急活動のための従業員の出社等に係る手順について記載する。</li> </ul> <p>自衛消防組織の運用体制 p.12</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶防災センターと自衛消防組織の構成員の情報伝達、指揮命令系統について具体化し記載する。</li> </ul> <p>自衛消防組織の運用体制＞記述内容の解説 p.109 (例) 勤務体制により従業員が交替又は大幅に減少し、組織及び構成員が大きく異なる場合は、原則として別の自衛消防組織を編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶営業時間 = 平常時として、被害想定及び対応可能な組織編成を基本とする。</li> <li>▶館内人員数最大の時間帯を基本とした被害想定・自衛消防編成が必要</li> <li>▶館内人員数最大の時間帯ではなく、客（要救助者）と従業員（自衛消防組織の構成員）のバランス上、自衛消防組織の構成員の負荷が最も厳しい時間帯を基本とする考え方もある。</li> <li>▶病院・ホテル等の入院スペース・宿泊スペースは、夜間・休日でも人員減とはならないはず。対象物ごとに営業時間（建物内に入っている時間帯）を考慮する。</li> <li>▶館内の人員構成が時間帯ごとに大幅に変わる場合、自衛消防組織の編成は原則として時間帯ごとにそれぞれ対応可能な別編成とする。</li> </ul>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p>□自衛消防組織の運用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせて、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。</li> <li>2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。</li> <li>3 営業時間外における自衛消防組織は、別表に示すとおり防災センターを中核とし、在館中の従業者は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。</li> <li>4 営業時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。</li> <li>5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定めるものとする。</li> </ol>	

31	<p>勤務時間外の緊急参集基準（休日・夜間等）</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）36行          関連項目：シート6（火災 応急対応）8行          関連項目：シート7（風水害 応急対応）16行</p>	<p>基礎編p.5          勤務時間外の参集条件や閉館判断基準をあらかじめ定めておきます。毎年見直し更新します。          例：震度5弱以上、警報発令時等</p> <p>実践編p.21  <input type="checkbox"/> 参集基準          勤務時間外の職員等の参集基準を定めます。参集手段と参集にかかる時間も整理します。災害時は平時と異なり、公共交通機関はもちろんのこと、自動車も使用できない可能性が高いでしょう。徒歩、自転車（バイク）で誰がいつ確実に参集できるかを把握しておきます。→ひな形7 実践編 p.72</p> <p>地震／実践編p.46  <input type="checkbox"/> 高所にある水族館          高層階では大きな揺れとなります。公共交通機関が止まるので、自転車や徒歩による出動の検討が必要です。</p>		<p>【★注：調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした「緊急参集」に係る応急対応は、事前対策も含めシート4のこのセルに掲載しています。緊急参集基準には、以下のような事例が見られました。</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間ないし休館日の地震発生にあたっては、警備担当者が館内巡回による異常の有無を調査し、上司への連絡を行う。夜間の残業者、休館日の出勤者がこれに加わることもある。</p> <p><input type="checkbox"/> 地震の規模に応じた体制として3つの区分がなされることがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 第1号非常配備の場合、少人数（1～3名）の館職員（緊急参集要員）が参集して館内被害概況を調査の上、上司や所轄部署に連絡し、被害の内容と程度に応じて、後続の職員が参集するという体制が組まれている。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時のアクセスを考慮して、緊急参集要員は自宅が館の徒歩圏内にある職員であることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/> 第2号非常配備の場合、指定する緊急参集要員の人数は、第1号非常配備より多い。</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号非常配備では、緊急連絡網を介した連絡をまずに（非常勤嘱託職員、臨時職員除く）スタッフ全員が緊急参集（自主参集、自動参集）するという体制を組んでいる館が多い。</p> <p><input type="checkbox"/> 非常配備体制の根拠となる震度の大きさは、第1号非常配備で震度4、あるいは5弱、あるいは5強、第2号非常配備で震度5弱、あるいは5強、あるいは6弱、第3号非常配備で震度5強、あるいは6弱、あるいは、7となっており館によりかなり異なっている。以上が文化財防災センターによる注]</p> <p>勤務時間外において、地震による災害の発生時に交通機関がストップし、職員の出勤が大幅に遅延または困難となった場合は、博物館の管理機能の確保、資料の保護等のために、あらかじめ指定された緊急出勤者が緊急時の対応にあたる。</p> <p>（1）職員の指定          自宅が博物館から徒歩圏内にある者を館長が指定する。</p> <p>（2）職務内容          大規模な災害が発生した場合、指定された緊急出勤者は自己及び家族の身体の安全と生活できる居住空間を確保し、地域において必要な救援活動を終了させた後、途中の安全を確認しつつ出勤するものとする。出勤後は、下記に掲げる職務等に可能な範囲で従事する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館の人的、物的被害の状況把握に努めること</li> <li>・自治体、警察消防及びその他関係各方面との連絡を密にすること</li> <li>・順次出勤してくる職員に把握した情報を提供すること</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 勤務時間外の緊急参集基準／風水害          ・特別警報または暴風警報が発表されるか、もしくは予想されるとき、あらかじめ指定された幹部は館へ急行し、必要に応じて職員を非常招集する。</p> <p><input type="checkbox"/> 館が無人となる時間帯に大雨警報等が発表される場合          ・館の所在する市町に大雨警報、記録的短時間大雨情報又は特別警報等が発表され、館への浸水が想定される場合は、館の幹部の判断・指示のもと、設備担当、警備担当、総務課及び学芸課常勤職員の全員が直ちに館に参集する。</p>	
32	緊急連絡網	<p>基礎編p.5          緊急連絡網を事前に整理作成しておきます。連絡者が不在のときの代替ルートも定めておきます。夜間、休日に備えて、参集時間や参集手段も記入しておくといでしょう。毎年見直し更新します。</p> <p>実践編p.21          緊急連絡網を作成し、周知します。夜間、休日に備えて、参集時間や参集手段も記入します。→ひな形5</p>	<p>地震に特有の内容&gt;発生時の初期対応 p.14          ▶防火対象物関係者・関係行政機関等への連絡網を作成し記載する</p> <p>地震に特有の内容&gt;記述内容の解説 p.117          ①道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び在館者等に周知する方法を立てておく。          ④従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。          ▶従業員と家族との安否確認手段を検討する。</p>	<p>【★注：緊急連絡網については、とくに記載例を紹介する必要はないと思われます。文科省ガイドブックと消防計画ガイドライン（平成31年）の解説を参考にしてください。】</p>	
33	自衛消防の組織の装備		<p>自衛消防組織の装備&gt;具体的な記述のポイント p.110（p.13）          ▶自衛消防組織の有する装備等の種類・数量について記載する。          ▶装備等の維持管理体制を明確にする。</p> <p>自衛消防組織の装備&gt;記述内容の解説 p.110          ▶自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量について記載する。          ▶「自衛消防組織装備品リスト（参考例）」参照          ▶必要数は対応事項・隊数・人員数による。          ▶「被害想定」及び「応急活動の内容」参照          ▶装備等の維持管理体制を明確に記載する。          (例) 管理責任者を定め、定期的な点検の結果を整備記録に記載する。</p>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p><input type="checkbox"/> 自衛消防組織の装備          管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。</p> <p>(1)自衛消防組織の装備品は、別表のとおりとする。          (2)自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。</p>	
34	指揮命令体系	<p>【★注：基礎編と実践編では正・副の2名を定めるとありますが、発展編では「複数の代行者および代行順位を設定」と変更されています。】</p> <p>基礎編p.4          本館のリスク対応の責任者を事前に定めておきます。必ず正・副の2人を定めます。毎年見直し更新します。</p> <p>実践編p.21          リスク対応の責任者を定めます。          リスク対応の責任者を定めておきます。正・副の2名を置き、毎年見直しします。平常時、責任者が中心となって次を実施します。</p> <p>発展編p.2          災害対策本部長は一般的には館長が務めますが、館長不在時等にも対応できるよう、複数の代行者及び代行順位を設定しておきます。</p>	<p>指揮命令体系&gt;具体的な記述のポイントp.110（p.13）          ▶緊急時の指揮命令体系（防災センター・自衛消防本部の設置、構成員、権限等）について記載する。          ▶防災センターの位置付け、体制、指揮管理体制について明確化する。          ▶活動を開始するタイミングを明確化する。          ▶消防機関との関係を明確化する。</p> <p>指揮命令体系&gt;記述内容の解説 p.110          ▶緊急時の指揮命令体系（防災センター・自衛消防本部の設置、構成員、権限等）について記載する。          (例) 自衛消防本部は、管理権原者（又は指定された者）の判断により設置する。自衛消防組織の統括管理者が不在となる場合に備えて複数の代行者を定め、自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定める。          ▶活動を開始する時期（タイミング）を明確化し記載する。(例) 自衛消防本部は、自衛消防組織の統括管理者の判断により活動を開始する。          ▶自衛消防組織の業務の一部を委託している場合の指揮命令系統を明確に記載する。          ▶消防機関の到着後は、被災情報の引き継ぎ、消防機関の指揮下での協力を行う。</p> <p>指揮命令体系&gt;活動要領例等 p.110          ▶防災センターは、災害確認後、消防機関へ通報するとともに、自衛消防組織の統括管理</p>	<p><input type="checkbox"/> 閉館・開館時間変更等の決定者          ・決定者は館長。館長が不在等により決定できない場合は、最上位の職位の者が決定することができる。          ・館長が不在の場合、副館長、☆、☆、☆の職制順に従って本部長に任ずるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 臨時閉館の判断          館長が行う。館長が不在の場合は、当日出勤職員のなかで職階が最上の職員が行う。以下、判断者と呼ぶ。</p> <p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】</p> <p><input type="checkbox"/> 指揮命令体系          1 管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示するものとする。          2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。          3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。          4 自衛消防組織の業務の一部を委託等により、派遣されている警備員等は本部隊又は地区隊の下で行動するものとする。</p>	

				者に報告し、放送設備により必要に応じ館内周知する。・発災後も定期的に被害状況を確認するなど、情報収集活動に従事する必要あり。・臨海地域では津波情報も考慮し、必要に応じ周知する。	
--	--	--	--	--	--

35	外部関係者の役割・連絡先	<p>基礎編p.5の表4 【外部】関係者の連絡先を整理作成しておきます。毎年見直し更新します。</p> <p>実践編p.21 【外部】関係者の連絡先を確認します 災害時に連携して活動したり、情報を入手したりする関係者を洗い出します。相互が担うべき役割について予め協議し、電話が不通になった場合どうするかも確認しておきましょう。 関係者の連絡先を整理しリストを作成しておきます。連絡先リストは、事務所内に張り出したり、携行カードにして職員が携行したりします。ひな形8「外部関係機関の連絡先」実践編p.73、ひな形6「外部関係機関の役割」実践編p.71</p>		<p>【★注：外部関係者の役割・連絡先については、とくに調査協力館の記載例を紹介する必要はないと思われます。文科省ガイドブックの解説（特に実践編p.71の一覧表）を参考にしてください。】</p>	
36	地域、他館、専門的組織との連携	<p>基礎編p.15 □ 地域や他館との連携 他の博物館やボランティアとの相互応援、地元自治体や企業等との相互応援なども検討しておき、万一の際に備えることが重要です。あなたの博物館が被災して他館から応援を受ける場合と、あなたの博物館が他の被災館を応援する場合の2通りの応援体制を検討しておく必要があります。 □ 社団法人 日本動物園水族館協会の取り組み</p> <p>実践編p.31 地域や他館との連携・ネットワークを築きます このステップの目的は博物館の外に支援体制を確立することです。災害発生時には博物館の外からの支援体制が非常に重要です。大災害に対しては、一館だけで対応しきれず、また災害時に円滑な連携を行うためには日ごろからネットワークを築く必要があります。</p> <p>実践編p.53 外部有識者や関係者等との緊急連絡網を確立しましょう。</p> <p>実践編pp.60-65 □ 博物館における災害時ネットワーク</p> <p>発展編pp.30-37 □ 災害時に役立つ博物館ネットワーク 博物館ネットワーク形成の方法 (1) 平常時からの博物館ネットワーク形成の方法 (2) 災害時に備えたネットワーク形成の方法</p>	<p>p.112 大規模な救出作業が必要な場合で、自衛消防組織が保有する資機材では十分ではないときは、コミュニティ防災センター備蓄資機材の活用や周辺建設業者の協力を要請することも考慮する。</p>	<p>□ 必要に応じて隣接建物等地域との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努める。</p> <p>□ 備えてある防災資機材のほか必要に応じて周辺の建築業者等と事前に協定を結び、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。</p> <p>□ 地域・関係機関等との連携・協力体制 ・公園管理事務所、地域住民、自治会、地方公共団体、警察、消防等と連携・協力体制を構築する。 ・周辺事業所と協議し震災時の応援体制について消火活動及び救助、救護活動等に関する協力体制の確立を図る。 ・地域の教育機関等との連携に努め、事件・事故が発生した場合は、直ちに支援できるようにする。 ・自衛消防隊は、隊長の指示により、周辺地域における消火活動、救助活動等を実施する。</p> <p>□ 団体利用者への対応 ・団体の引率責任者と、児童生徒等の避難誘導、安全確保等について事前に打合せを行い協力を要請する。</p>	<p>文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン（独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター） <a href="https://ch-drm.nich.go.jp/disaster_response/guideline.html">https://ch-drm.nich.go.jp/disaster_response/guideline.html</a></p>

37	立地・施設の検証、建物・設備・敷地点検		<p>大規模地震による被害の基本的な想定手法について&gt;地震の規模等の想定 p.23 大規模地震による被害の基本的な想定手法について&gt;防火対象物における被害の想定 pp.23-25</p>		
38	災害に関する立地・施設の検証	<p>地震／実践編p.35 □ 施設の検証 施設の耐震性を調べ、危険性が高い場合は耐震補強工事、建て替えを行います。</p> <p>風水害／基礎編p.9 水害への対応としては水害の起きやすい場所に建設しないこと、地下に収蔵庫を設置しないことが最も重要で、土嚢袋等の水防資器材を備える、コンセント位置を少し高くしておくなどが効果的です。</p> <p>風水害／基礎編p.23 収蔵庫がスペース等の関係で地下にある館もありますが、新たに建設する場合には浸水被害を少なくするため地下を避けるようにしましょう。</p> <p>風水害／基礎編p.32 収蔵庫を地下に設けない。ドライエリアを十分に確保する。</p> <p>基礎編p.32 配水管を収蔵室や展示室の上に通過させない。</p> <p>風水害／実践編p.51 洪水の場合には地下部分への浸水が発生しやすいので、地下部分へ浸水しやすい構造かどうかの確認をします。</p>	<p>地震に特有の内容&gt;建物等の耐震診断等&gt;具体的な記述のポイント p.107 (p.11) ▶地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するための耐震診断の実施その他必要な措置を行うこと等を記載する。 ▶災害想定・目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する（想定している地震のレベルと建物強度等に極度の不整合等がないか。）。 ▶平常時において建築物・設備の地震に対する安全性を確認するための措置を行うことを記載する。</p> <p>建物等の耐震診断等&gt;記述内容の解説 p.107 ▶一定規模の建築物は耐震改修促進法により耐震診断の実施等の努力義務が課せられている。</p>		<p>建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省産業保安グループ電力安全課） <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/build/content/001349327.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/build/content/001349327.pdf</a></p>

39	建物・設備・敷地点検	<p>地震／実践編p.35  <input type="checkbox"/>施設の検証          地震発生時に危険と考えられる場所（エレベーター、エスカレーター）や箇所（固定されていない棚）をチェックし、対策を講じます。エレベーターの地震時の動作（最寄階に緊急停止するか等）と閉じ込めが起きた際の連絡先や救出方法を確認します。</p> <p>水族館／地震／実践編pp.40-41          ・配管は地震発生時に折れて破損する危険性が高いので、耐震対策や折れた際の対処を決めておきましょう。          ・停電中でも水環境の維持ができるよう、バックアップ電源の動作を確認しましょう。また、水道が停止することにより電源の冷却水が確保できず、止まってしまうことが考えられます。停電により酸素供給システムが停止した場合に備えて、酸素ポンペをたくさん用意しておきましょう。          ・台風などで船が座礁すると、原油が漏れ、海水を取水して飼育しているイルカなどが油まみれになってしまうことがあります。万一原油流出事故があった場合、どのように対処するかを予め決めておきましょう。          ・海岸近くの水族館でイケスで動物を飼育している場合、津波で動物がさらわれないように事前に策を講じておきます。</p> <p>動物園／地震／実践編p.41          ・初動対応基地となる獣医ラボに発電機を設置し、停電中でも機能できるようにします。その他治療室・手術室、冷蔵室、セキュリティも機能を維持する必要があります。          ・掘割で動物を固定している場所では、地震により水が抜け、動物が脱走することがあります。地震発生後に水が抜けることを想定して対策をたてましょう。</p> <p>歴史博物館・美術館／地震／実践編p.47  <input type="checkbox"/>スプリンクラー誤作動による民族衣装水浸し  <input type="checkbox"/>スプリンクラー誤作動による紙資料の濡れ          耐衝撃スプリンクラーヘッドへの交換の検討が必要です。</p> <p>地震／基礎編p.27          大型の吊り下げ機械等はワイヤー等の強度の寿命を考慮に入れること。かならず点検し、また定期的に交換を行なうこと。</p> <p>科学館・自然系博物館／風水害／実践編p.53          ・停電に備え、特に参加体験型の機器などの停電時の動作について確認しましょう。閉じ込めや急停止による怪我が発生しないように注意します。          ・各種機器の電源ON/OFFの手順書を作成し、担当者を明確にしておきましょう。また、正常に終了、起動できなかった場合に備えて緊急時の連絡対策を整えておきましょう。</p> <p>水族館・動物園・植物園／風水害／実践編p.53          停電による空調設備、空気ポンプの停止などで環境が悪化する際の影響を受けやすい動物や植物を把握し、バックアップ電源などにより優先的に電力が供給されるように配慮しましょう。また、夏場は生もの餌が入っている冷蔵庫が停電により温度が上昇することも考えられますので、食中毒対策が必要です。</p> <p>動物園・植物園／風水害／実践編p.53          台風等により木が倒れ、その木を伝って動物が逃走することも考えられます。老朽化した木がないか把握をしておきましょう。</p>		<p><input type="checkbox"/>施設の安全管理体制の徹底          ・館内や敷地内を巡視し、異常がある場合には、直ちに☆に報告する。          ① 観覧者の入場状況の見回り          ② 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底          ③ 電気、ガス及び給排水施設の点検          ④ 消火器具、設備の点検          ⑤ 建物、工作物等の異常の有無の点検          ⑥ 避難経路（誘導）に障害物がないかの確認</p> <p><input type="checkbox"/>非常口、その他の避難設備 定期的に点検を実施し、危険箇所や不審物の早期発見に努める。          ・出入管理記録簿への記入とバッジの着用等により入・退館者を把握する。          ・職員等は、館配布の名札を着用する。</p> <p><input type="checkbox"/>計画的に耐震診断を行い、耐震性能に応じて必要な補強等を行う。  <input type="checkbox"/>施設整備に際しては、十分な耐震性を確保し、不燃化・堅牢化を促進する。  <input type="checkbox"/>電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井・庇等の2次部材についても災害時における被害を最小限にとどめるため、定期的に安全点検を行い、危険箇所・補修箇所等の補強・補修をする。</p>	
40	来館者等への対応方針の決定	<p>実践編p.52  <input type="checkbox"/>来館者への対応の取り決め          公共交通機関の運行状況に関する情報提供が行えるよう、情報入手および来館者への情報提供の方法を確立しておきましょう。開館・閉館の基準、館内放送を行う基準、チケット払い戻しの基準をあらかじめ決めておきましょう。</p>			
41	<p>臨時閉館（臨時休館）、避難の基準</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）57行          関連項目：シート6（火災 応急対応）7行          関連項目：シート7（風水害 応急対応）21行</p>	<p>実践編p.22          災害発生時には判断に迷っているうちに時間が経過し、結果的に大惨事に巻き込まれる可能性があります。そのため、あらかじめ閉館する判断基準および閉館中に退避する判断基準とその判断者を定めます。閉館する場合はその周知を行う必要があります。  <input type="checkbox"/>閉館及び退避の基準（例）</p>		<p><input type="checkbox"/>原則として臨時閉館と判断する場合          館の所在地に、暴風警報[★1]、気象等に関する特別警報又は津波・火山・地震に関する特別警報が発表され、館又はその周辺地域に相当の被害が発生する事象となった場合、あるいは被害が予想される場合。震度5弱以上の地震の場合。【★1 注：大雨警報を加えている例もあります。】</p> <p><input type="checkbox"/>総合的な判断により臨時閉館とする場合</p> <p><input type="checkbox"/>館の所在地に、気象等に関する警報が発表された場合、ないし地震が発生した場合          下記①～④の総合的判断により、事業の継続（閉館）、避難誘導、帰宅困難者対応、閉門等による入場制限、臨時閉館、スタッフの勤務体制、早期帰宅等を判断する。          ①施設及び周辺地域の被害状況ないし施設の安全確保、②二次災害の可能性、③公共交通機関の計画運休発表ないし運休、アクセス経路となる道路の交通規制、④館内スタッフの安全確保、⑤館の所在地域に市町村から避難指示や避難勧告等が発表</p> <p><input type="checkbox"/>気象庁の発表や災害の発生が閉館中であるか、開館当日の朝【★注：各館で異なる時刻を設定しています】であるか、閉館中であるかによって対応を区分する。</p>	<p>特別警報、警報、注意報、気象情報（気象庁）  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/keihou.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/keihou.html</a></p> <p>気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁）  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html</a></p> <p>津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準（気象庁）  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html</a></p>

				<p>□ 震度等と閉館の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4以下：原則、引き続き開館。ただし、大きな余震が続く場合又は甚大な被害等が発生した場合は臨時閉館</li> <li>・震度5弱以上：原則臨時閉館</li> </ul> <p>□ 臨時閉館する場合の判断材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な浸水、停電、建物の損壊等が発生したため、安全な展示観覧環境を確保できない。</li> <li>・公共交通機関の乱れにより開館に必要なスタッフを確保できない。</li> </ul> <p>□ 臨時閉館等を決定した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入口、駐車場、インフォメーション、券売機他館内に貼り紙。館内アナウンス、ホワイトボード、デジタルサイネージで周知</li> <li>・上記以外の周知（事業の主催者、共催者、公募団体、ワークショップ等参加予約者、ボランティア、外部委託業者。ウェブサイト、SNS、ハローダイヤル、最寄り駅・近隣）</li> <li>・来館者には、館内又は館外の危険度が高まっていること、公共交通機関の運行状況や道路の交通状況を十分に説明した上で、無理な追い出しをしないよう留意する。</li> </ul> <p>□ 強風時／風速と屋外展示場等閉鎖判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局所的に風が強いとき（最大瞬間風速15m/sが目安）閉鎖する（国内の気象観測装置で確認可能）</li> <li>・館内に設置した風速計において、風速15m以上が計測された際は、主催者に現状を報告し、屋外展示場閉鎖を勧告する。なお、場合によっては、風速10m以上においても状況により閉鎖する。</li> </ul> <p>【★注：避難の判断基準 博物館の建物が耐震構造をもっていて安全である場合、「在館者をすく屋外には避難誘導しない」という原則をマニュアルに明記している例があります。その上で、地震による火災の発生、建物の損壊・倒壊、落下物の状況やそれらの可能性を考慮し、危険が切迫していると判断したときは、在館者を避難場所へ避難させるとしています。】</p> <p>□ ドアの閉鎖</p> <p>臨時閉館する場合、展示室から来館者を外に誘導後、ドアを閉鎖する。室温への影響を最小にするため及びセキュリティ確保のため。【★関連項目：シート5（地震 応急対応）74行「セキュリティの確保」】</p>
42	<p>救出救護、応急救護</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）41行</p>		<p>【★注：消防計画作成ガイドライン（平成31年）において「救出救護」は「落下物・転倒物や閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護」（p.38）、「救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に関わる措置」（p.60）とされています。このうち「救護」は、「応急救護」ないし「応急手当」とも呼ばれています。救出救護及び応急救護に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）41行に掲載しています。】</p>	<p>【★注：救出救護及び応急救護に係る記載例はシート5（地震 応急対応）41行に掲載しています。】</p>
43	<p>災害時要援護者への対応</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）18行 関連項目：シート6（火災 応急対応）19行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）32行</p>	<p>基礎編p.21</p> <p>□ 災害時要援護者への方への配慮</p> <p>災害時要援護者とは必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）のことです。災害時には優先的に安全確保ができるよう配慮する必要があります。イギリスのV &amp; A美術館には30カ国語に対応できるようにスタッフを揃えており、通常の接客のみならず、災害発生時にも役立つようにしています。外国人の訪れる機会が多い博物館では日本語だけでなく英語等によるアナウンスなどの配慮が必要です。また視覚障害者の方、聴覚障害者の方は、避難誘導のときに身振りや手振りにより避難口を示す、手や腕を取って誘導する配慮も必要です。足が不自由な方、車椅子の方の避難のサポート方法についてもあらかじめ話し合っておきましょう。</p> <p>基礎編p.65</p> <p>□ 災害時要援護者への配慮</p> <p>災害時は停電、避難などさまざまな事態が想定されます。来館者は外国人や障害者、妊婦、高齢者、子どもなどさまざまな方が考えられます。災害時には、災害時要援護者に対する特別な配慮ができるよう、マニュアルを整備し、必要な設備や物品をそろえ、職員に対する講習会などを行なう必要があります。</p> <p>地震／実践編p.46</p> <p>□ 災害時要援護者への対応</p> <p>日本語だけでなく、外国語による情報発信も必要です。自館内だけでなく、立地によっては外にも災害情報の発信が必要です。</p>	<p>火災に特有の内容&gt;具体的な記述のポイント p.110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。</li> <li>▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</li> </ul> <p>地震に特有の内容&gt;具体的な記述のポイント p.117 (p.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介護要員を指定し記載する。</li> </ul> <p>活動要領例等 p.110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）</li> </ul>	<p>入館者を安全な場所で待機させる際、障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの方、子どもを優先し待機させる。状況に応じてラウンジも開放する。</p> <p>避難に関する命令伝達は、視覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。</p> <p>災害時要援護者対策（内閣府防災情報のページ） <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaiyagyousei/youengosya/index.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaiyagyousei/youengosya/index.html</a></p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（総務省消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</a></p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインの関係通知等（総務省消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</a></p>

44	<p>避難誘導の体制作りと避難経路確保（確認）</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）63行        関連項目：シート6（火災 応急対応）12行        関連項目：シート7（風水害 応急対応）27行</p>	<p>歴史博物館・美術館／地震／実践編p.40        ・ある一定の資料に多くの人が固まるケースも考えられ、パニックや混乱を防ぎながら安全に誘導する体制と、そのための避難経路等の確保が重要です。        ・災害時にはエレベーターが使用できず、大きい美術品を館外にもちだすことは困難です。自館内での保護ができるような方法を確立しておきましょう。</p> <p>植物園／実践編p.41        植物が生い茂ったり、駐車車両などで非常口の表示が隠れてしまわないよう、管理しましょう。</p> <p>地震・津波・土砂災害／実践編p.43        津波や土砂災害のおそれがある場合、速やかに来館者等を安全な場所へ避難させます。地震発生時に津波や土砂災害で施設が被害を受けるおそれがあるかどうかを予め確認し、安全な避難場所を決めておきましょう。</p> <p>風水害／実践編pp.55-56        風水害の危険性を予め把握しておき、適切な避難誘導を行います。立地状況によっては展示スペースやホール内も浸水・冠水するおそれがあります。また、土砂災害や停電が起こる可能性もあります。あらかじめ、施設の立地状況とそれに伴う被害を想定しておき、必要に応じて来館者を避難場所に誘導します。</p>	<p>【★注：避難誘導に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）63行に掲載しています。】</p>	<p>【★注：避難誘導に係る記載例は、シート5（地震 応急対応）63行に掲載しています。】</p>	<p>津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書（平成25年3月、消防庁国民保護・防災部防災課）  <a href="https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf">https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</a></p>
45	<p>チケットの取扱いに関する対応</p>	<p>実践編p.22        開館中に災害が発生した場合、チケットの払い戻しについても検討する必要があります。一律チケットの払い戻しを行う、要請のあった来館者だけ払い戻しを行う、優待券を配る等対応をあらかじめ検討しておきましょう。</p>		<p>【★注：臨時閉館に伴うチケットの払い戻しは行わないという方針をもっている館もあります。】</p>	
46	<p>災害時における博物館の社会的役割の把握</p>	<p>実践編p.22  <input type="checkbox"/> 災害時における博物館の社会的役割を把握しておきます。例えば市町村から広域避難場所に指定されている、都道府県内の文化財を一時保管する施設に指定されている等が考えられます。博物館の所在する市町村の地域防災計画等を確認しましょう。</p> <p>地震／実践編p.46  <input type="checkbox"/> 博物館の避難所や遺体安置所としての利用        博物館が地域のために利用されることがあります。利用により、開館（園）が遅れることがあります。</p>			
47	<p>帰宅困難者や地域被災住民の受け入れ</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）69行        関連項目：シート7（風水害 応急対応）32行</p>	<p>基礎編p.15        大規模な災害が発生した際、地域のためにあなたの博物館は何が出来るか考えておきましょう。例えば地域被災住民や帰宅困難者の受け入れなどが考えられます。</p> <p>地震／実践編p.36  <input type="checkbox"/> 地域の中での博物館の役割        地震後に来館者以外の被災者が安全な建物を求めて訪れたり、地域のために場所を開放する要望が出されることも考えられます。開放することが可能な館内のスペース（ホールや食堂等）を検討し、あらかじめ地方自治体と取り決めを行うとよいでしょう。</p> <p>科学館・自然系博物館／地震／実践編p.40        科学館・自然系博物館は特に地震後に来館者以外の被災者が安全な建物を求めて訪れたり、地域のために場所を開放する要望が出されることも考えられます。開放することが可能な館内のスペース（ホールや食堂等）を検討し、あらかじめ地方自治体と取り決めを行うとよいでしょう。</p> <p>地震／実践編p.46  <input type="checkbox"/> 避難者の駆けつけ        地域住民が博物館に避難してくることが考えられます。夜間や閉館日に発生した場合、職員が駆けつけるより先に地域住民の方が避難してくる可能性があります。</p> <p>実践編 pp.60-61  <input type="checkbox"/> 避難民への対応、帰宅困難者への対応</p> <p>発展編p.11  <input type="checkbox"/> 「避難所」等の指定について        【★注：平成25年に災害対策基本法が改正され、避難場所と避難所が明確に区別されました。発展編 p.11はこの法改正以前の記述なので留意してください。詳細は内閣府 防災情報のページを参照してください。】</p>	<p>地震に特有の内容&gt;記述内容の解説 p.117        ▶帰宅困難者の対応策を記載する。        ①道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び在館者等に周知する方法を立てておく。        ②交通機関の混乱状況等を考慮した時差帰宅計画（今後の体制も考慮しながら）を作成する。        ③事業所の帰宅困難者の方のための生活必需品等を準備する。        ④従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。        ▶従業員と家族との安否確認手段を検討する。        ▶在館者等への安全対策や混乱防止等の対応方針について検討する。</p>	<p>【★注：風水害と地震に係る帰宅困難者等への対応はシート5（地震 応急対応）69行とシート7（風水害 応急対応）32行に同一内容を掲載しています。】</p>	<p>大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン（内閣府）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guidelin_e.pdf">https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guidelin_e.pdf</a></p> <p>災害種別毎の「指定緊急避難場所」（地理院地図）  <a href="https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html">https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html</a></p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所の確保（内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h30/honbun/1b_1s_02_10.html">https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h30/honbun/1b_1s_02_10.html</a></p>
48	<p>災害情報提供の準備、食料等の備蓄、滞留場所の決定</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）70行        関連項目：シート7（風水害 応急対応）33行</p>			<p><input type="checkbox"/> 利用可能な設備、提供可能な備蓄品等        ・トイレ、冷暖房設備、水道、救急箱、自動販売機、電気コンセント（携帯充電用）、毛布、懐中電灯、ランタン        ・緊急時用消耗品（保管場所は、☆）：携帯トイレ、水、ごはん、ドライカレー、缶詰等        ・TVを☆の端子に接続して情報提供、ネット情報の提供</p>	
49	<p>地域に存在する被災文化財等の救援活動</p>	<p>地震／実践編p.36  <input type="checkbox"/> 地域の中での博物館の役割        博物館は日ごろから地域社会の文化財も保護してゆく役割と責任を持ち、地域のアイデンティティを守る存在です。自館内の資料だけでなく、地域に存在する重要な資料を地図等にして把握しておき、保護の支援や一時預かりを行います。特に復旧期に廃棄物として貴重な資料が捨てられないように注意します。</p>			

50	博物館資料への対応方針の決定 関連項目：シート5（地震 応急対応）71行 関連項目：シート6（火災 応急対応）24行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）67行		地震／実践編p.35 □ 資料の整理、保護 事前に資料を整理し、保護が可能なものは対応します。			
51	守るべき資料の把握と優先順位設定		基礎編p.4 資料は全て重要と思いますが、緊急時に備え、守るべき資料の優先順位を事前に定めておく必要があります。フロアごと、収蔵区画ごと等に資料の優先順位レベルを定めておきましょう。  実践編p.19 ①各区画ごとの資料を把握します ②優先して保護する必要のある資料を選びます。 ③各区画ごとの優先資料リストを作成する  地震／実践編p.35 □ 資料への対応方針の決定 地震発災時に優先して対応するべき資料を定め、また材質等も考慮に入れ、対応方法を明確にします。対応に必要な物があれば備蓄しておきます。  歴史博物館・美術館／地震／実践編p.47 □ スプリンクラー誤作動による民族衣装水浸し 被害選別（トリアージ）を行うのに必要な様式等の作成および被害別修繕方法についてのマニュアルの作成が必要です。  歴史博物館・美術館／風水害／実践編p.53 □ 被害の受けやすさを考慮し、避難する際の優先順位リストを作成しておきましょう。			
52	資料の保護を想定した検討・対策		動物園／地震／実践編p.41 ・万一動物が逃走した場合の対処をマニュアルにし、訓練を行いましょう。 ・動物を移送する場合、どこに移送できるか、近隣、遠方の両方を確認し、あらかじめ連絡を取っておきましょう。特に特殊な設備や環境、餌が必要な動物は注意が必要です。  歴史博物館・美術館／風水害／実践編p.53 ・水損した資料の救助を行う場所を検討しておきましょう。 ・停電によりエレベーターやリフトが停止した場合、大きい資料をどう避難させるか検討しておきましょう。  科学館・自然系博物館／風水害／実践編p.53 ・水損の被害を受けやすい資料を把握し、対策を講じましょう。  動物園・植物園／風水害／実践編p.53 ・必要ときは動物を別の動物園に移送できるような体制を取りましょう。 ・野外で飼育している動物や植物が強風から避難できるように、手順や場所を確保するとよいでしょう。  風水害／実践編p.57 □ フィルム・写真も要注意！ フィルムや写真は水に濡れたら復元ができません。通常の保管も考え、紙の箱に収納するなど、すぐには水に濡れず、避難できるように保存に注意しましょう。	□ 資料の保護を想定した検討・対策 ・移送方法、移送場所、担当者の役割について、予め決めておくとともに、周知徹底を図る。  ・収蔵資料等や鍵などの異常の有無について、日常点検においてチェックする。  ・資料の安全を確保するための資材（梱包材料など）や搬出に必要な資機材（台車など）を確保し、維持管理する [歴史博物館・美術館]。⇒「資機材・物資の確保と定期的点検」  ・水害時の作品の移動に要する人員を確認するため、各曜日のおおよその出勤者数をあらかじめ共有しておく。	□ 資料の保護を想定した検討・対策 ・移送方法、移送場所、担当者の役割について、予め決めておくとともに、周知徹底を図る。  ・収蔵資料等や鍵などの異常の有無について、日常点検においてチェックする。  ・資料の安全を確保するための資材（梱包材料など）や搬出に必要な資機材（台車など）を確保し、維持管理する [歴史博物館・美術館]。⇒「資機材・物資の確保と定期的点検」  ・水害時の作品の移動に要する人員を確認するため、各曜日のおおよその出勤者数をあらかじめ共有しておく。	
53	収蔵資料の登録、データベースの管理、副本の作成		実践編p.52 □ 資料への対応 保存を目的とした複製や所在証明のための目録およびその副本を作成しましょう。複製は紙でもデータでも原本と異なった場所に保存し、同一箇所に保存しないようにしましょう。		・災害があった場合の照合に備え、常に収蔵資料台帳の更新を行う。	

54	地震対策 関連項目：シート5（地震 応急対応）				□ 館内を整理整頓しておく。 □ 地震時に特有の避難経路の確保 ・地震発生時の避難経路上にエントランス天井のシャンデリア等危険箇所がないか等留意しておくこと。	地震・津波対策（内閣府防災情報のページ） <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/index.html</a>
55	地震発生時の火災への対策 関連項目：このシート82行 関連項目：シート5（地震 応急対応）6行、10行 関連項目：シート6（火災 応急対応）		実践編p.36 □ 初期消火体制の確保 地震の2次災害としてもっとも怖いのは火災です。火災の発生は建物、来館者に危険を及ぼすほか、火や煙、消火活動に伴い資料の焼失や破損等にもつながるため、初期消火体制を整えます。 調理場など火気を取り扱う場所では、地震に備えた自動消火装置を備えた機器の導入を図ります。 資料の保管場所は、万一の出火時にも煙や水の浸入を防ぐようにしておきます。  □ 消防・警察は災害時にはすぐには来てくれません！！ 地震発生直後は消防、警察は出動が多く、また、道路が土砂など埋まって通れなくなっている可能性があるため、通報をしてもすぐにはかけつけてくれない可能性が高いでしょう。発生直後はなるべく自館の中で対応できるような体制を整えておきましょう。	地震による出火防止への対応 pp.15-16 ▶ 同時多発的出火への対応方法を明確化し記載する。 (例) 大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。 ▶ 迅速な火災対応を記載する（通常火災への対応の準用）。  [地震発生時の火災への対策については] 消防機関の到着に時間がかかることを想定した自助体制の確立 p.38	□ 火気設備（器具） ① 周囲における燃えやすい物品又は転倒落下のおそれのある物品の除去 ② 自動消火装置の動作確認  □ 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置に係る検査  □ 二次災害として火災の被害が甚大な為、火災発生源には十分留意すること。火気設備周辺の整理整頓、可燃物の除去に努めること。電気ボット、電気ヒーター、コーヒーマーカ一等のコンセントを抜くとともに電球やそれらの周辺にも注意を払うこと。	大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会関連の情報>電気火災対策について【感電プレーカーの普及等】（内閣府） <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html</a>
56	避難への対策 関連項目：このシート82行			【★注：避難施設・建物損壊に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）45行に掲載しています。】		官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック（令和4年 国土交通省大臣官房官庁営繕部） <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html">https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html</a>

57	誘導灯・誘導標識の機能確保	基礎編p.37 □ 誘導灯をおおい隠すようなものは置かない。			上記ガイドブックIII-3
58	避難経路となる廊下、階段、出入口の機能確保	基礎編p.37 □ 避難 [経] 路には障害となる什器、備品等を置かない。			上記ガイドブックIII-3
59	避難器具の機能確保				上記ガイドブックIII-3
60	避難施設・建物損壊への対策		[★注：避難施設・建物損壊に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）45行に掲載しています。]	[★注：避難施設・建物損壊に係る記載例は、シート5（地震 応急対応）45行に掲載しています。]	
	関連項目：シート5（地震 応急対応）45行				
61	収容物等の転倒・移動・落下防止	基礎編p.9 地震に備え、展示資料や展示ケース、収蔵資料や収蔵ラック、ロッカー等の各種転倒措置を実施しておく必要があります。免震装置、展示ケースや収蔵ラックの金具による固定、ラックや棚の飛び出し防止措置、テグス・ワイヤー・さらし布等による資料の固定、砂袋等による重心さげ、ワックスや粘着マットによる資料の固定、ガラスの飛散防止フィルム貼り、あわせガラス使用、木箱への収蔵、展示間隔をあける、照明器具や音響機器等の落下防止などの措置を講じてください。	収容物等の転倒・移動・落下防止>具体的な記述のポイント p.107 (p.11) ▶ 収容物等の転倒・移動防止、落下のおそれのある物品等への対応の実施について記載する。 ▶ 収容物等の転倒・移動防止の実施に関し、責任主体、実施方針、維持点検方針について記載する。 ▶ 落下のおそれのある物品等への対応に関し、責任主体、実施方針、維持点検方針について記載する。  収容物等の転倒・移動・落下防止>記述内容の解説 p.107 ▶ 収容物等について一定の転倒・移動防止、落下防止の措置が実施されていない場合、災害応急活動に多くの障害が発生し、それに対応するための安全防護班等の業務が非常に大きくなることが想定される。  収容物等の転倒・移動・落下防止>活動要領例等 ▶ 「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果について」（東京消防庁）、「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果について」（東京消防庁）が参考となる。		家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック（東京消防庁 電子図書館 / 令和6年1月発行） <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/elib/kagutenhandbook.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/elib/kagutenhandbook.html</a>  地震に対する作品への安全策とその効果（全国美術館会議）（直リンク↓） <a href="https://www.zenbi.jp/files/2024/smoee.pdf">https://www.zenbi.jp/files/2024/smoee.pdf</a> 上記は「全国美術館会議と災害対策」に掲載 <a href="https://www.zenbi.jp/rescue/">https://www.zenbi.jp/rescue/</a>
	関連項目：シート5（地震 応急対応）5行				
62	ケース内展示の対策	基礎編p.27, p.29 <ケース内展示> □ 来館者に被害を及ぼさない展示空間の確保 □ ケース内天井のルーバー等の留め金具等による落下防止措置 □ 免震装置の設置		□ 展示ケースの倒壊、転倒、移動防止対策	
63	露出展示の対策	基礎編p.27, p.29 <露出展示> □ 来館者に被害を及ぼさない展示間隔の確保 □ ストッパー付きフックやSカン、丈夫なワイヤーに取り替え。※ある博物館では、ストッパーなしのヒートンやフックをある程度まとまった単位で、ストッパー付きのものに加工し直してもらったとのこと。捨てないで再利用することも重要です。 □ 大型機械等の展示では支持具等で固定 □ テグス、ワイヤー等で傷つけないように資料を固定 □ 壺等は砂袋や鉛玉で重心を下げ、適当な支持具を利用 □ 免震装置の設置 □ ワックスや粘着マットによる資料の固定（展示品の材質を考慮）  歴史博物館・美術館／実践編p.40 壁にかけられた絵画の落下や彫刻等の転倒等による来館者の負傷等は避けられるよう、転倒・落下防止対策をとります。また、展示スペースで案内にあたる職員やボランティア等に対して来館者対応（美術品から離れるよう指示するなど）を徹底しましょう。  科学館・自然系博物館／地震／実践編p.40 科学館・自然系博物館の展示品には、大がかりな仕掛けをした機械や、実物大の模型、はく製などもあります。転倒や落下により来館者にけがをさせることがあってはなりません。また、それらの展示品の転倒等は、周囲の壁や床など、建物そのものにも大きな影響を与える可能性があります。  植物園／地震／実践編p.41 地震の揺れにより、高い場所の大きな葉や実が落ち、人に怪我をしないよう取り除いておいたり、落下する範囲に人が出入りしないように柵を設けます。		□ 展示作業中、作品を扱う区画ごとに必ず一名以上学芸員を配置する。 □ 展示作業中、休憩等で一定時間作品から離れる際は、落下・跳ね・転倒等による汚損・破損防止措置を講じる。 □ 展示作品の落下・跳ね・転倒等による汚損・破損防止措置および盗難防止措置を講じる。 □ 展示パネルが移動、転倒しないよう対策をとる。 □ 展示物の倒壊、転倒、移動防止対策（重心の高い彫刻等立体作品や造作物も含め）	
64	収蔵資料の対策	基礎編p.27, p.29 <収蔵物> □ 木箱、段ボール等に梱包して収蔵。※ある館では、資料の収蔵に際して、一人で持ち運べる大きさの木箱に詰めるなど工夫しているところがありました。 □ テグス、ワイヤー、さらし布等でラック等に固定 □ 収蔵ラックの固定、飛び出し防止措置		□ 収蔵庫内で保管する資料の落下・跳ね・転倒等による汚損・破損防止措置を講じる。	

65	什器等の対策	<p>基礎編p.27, p.29 &lt;什器等&gt;  <input type="checkbox"/> 避難路、出入りに什器、荷物を置かない。  <input type="checkbox"/> 什器等は金具で床、壁下地のコンクリート等とボルトで固定  <input type="checkbox"/> 上下2段の什器等は上下を連結  <input type="checkbox"/> 什器の上に物（テレビや冷蔵庫等）を置かない。  <input type="checkbox"/> 飛び出し防止のラッチ付きセーフティロック付きの什器選定  <input type="checkbox"/> 天井の照明器具等の落下防止措置（照明器具等の下にネットや枠等を設ける）</p> <p>実践編p.35  <input type="checkbox"/> オフィスの什器固定、ガラス飛散防止          万一の発災時に職員の安全を守るとともに、適切な対応に必要な執務資料等が参照できるよう、職員の執務スペースにおける什器等の転倒・落下防止や窓ガラス等の飛散防止策を実施します。          特にパソコンの固定は忘れられがちであり、地震時は人に当たって危ないばかりか、パソコンが故障し、貴重なデータが失われてしまうこともあるので必ず行いましょう。データのバックアップは必ず行い、複製は必ず別な場所で保管をしましょう。</p>		<input type="checkbox"/> 看板等の取付けを定期的に点検する。	オフィスの家具転対策（東京消防庁） <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou_topic/kaguten/measures_office.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou_topic/kaguten/measures_office.html</a>
66	ガラスの落下・飛散防止	<p>基礎編p.27 &lt;ケース内展示&gt;  <input type="checkbox"/> ガラスケースは合わせガラスまたは飛散防止フィルムを貼る。</p> <p>植物園／実践編p.41  <input type="checkbox"/> 温室のガラスで落下しそうなものがないか点検を行い、対策を施します。</p>		<input type="checkbox"/> ガラス窓、扉、陳列ケース等の破損・飛散防止対策（飛散防止フィルムの貼り付け）	
67	ルーバー・照明器具・音響機器の落下防止	<p>歴史博物館・美術館／実践編p.47  <input type="checkbox"/> ルーバーの落下による展示資料の破損          ・ルーバーの固定強化が必要です。          ・余震でルーバーが落下する可能性があることを認識する必要があります。</p>			
68	容器の落下・転倒・破損による薬品の漏洩・流出防止	<p>科学館・自然系博物館・水族館／実践編pp.40-41          貴重な標本類（液浸のもの）や危険性の高い薬品があるので、割れないような危機意識をもちましょう。また、標本用のホルマリンが漏れると目も開けられないほどの異臭が発生することもあるので、漏れない注意と万一漏れた場合の対処の仕方を手順にしておきましょう。</p> <p>科学館・自然系博物館／発展編p.27          博物館では研究用の薬品類も保管しています。特に科学館などでは研究施設等が併設されていることがあり、そこで保管されている薬品類までは職員が広く把握していない例も多いと考えられます。  <b>●ポイント●</b>          薬品を大量に保管しないことや、薬品が落ちたり倒れたりしないようにする対策が必要です。また、どのような薬品をどのくらい扱っているかをあらかじめ薬品使用者だけでなく、博物館としても把握しておきます。</p>			
69	地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保		<p>地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保&gt;具体的な記述のポイント p.107（p.11）  <b>▶</b>地震災害時に最低限必要な物資等（自衛消防組織が使用する資機材、消耗品、食料等の物資）について、平時から確保しておくべき数量等（活動計画等から算定する）及び点検交換等がきちんと行われるようにチェック体制や更新期限等を記載する。  <b>▶</b>緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。</p> <p>地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保&gt;記述内容の解説 p.107          (例) 物資等の管理者を定め、管理記録を作成する。</p>		
70	免震装置の導入	<p>歴史博物館・美術館／発展編p.27  <input type="checkbox"/> 免震装置          美術品の免震台は地震力を8分の1から10分の1に低減するとされ、資料の転倒を防ぐのに有効ですが、揺れを完全に無くせるわけではありません。とくに縦揺れは防げないものが多いです。  <b>●ポイント●</b>          免震台を設置しても転倒の可能性は残るので、必要に応じて他の対策を併用します。また、特に重要度の高い用途では、上下動にも対応できる三次元床免震の導入事例もあります。</p>			
71	物資の確保	<p>【★関連項目：このシート105行】</p>	<p>【★関連項目：このシート105行】</p>	<p>【★関連項目：このシート105行】</p>	
72	消防計画と3つの地域（地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域）				<p>【★注：地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域と大規模地震対策の概要については、令和6年版消防白書（総務省消防庁）本編&gt;第1章第6節「大規模地震対策の概要」（p.42）を参考にしてください。】  <a href="https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r6/68138.html">https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r6/68138.html</a></p> <p>【★注：消防法施行規則第三条には、これらの地域に所在する防火対象物について消防計画に定めるべき事柄を記載しています。】  <input type="checkbox"/> 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）  <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/336M50000008006/">https://laws.e-gov.go.jp/law/336M50000008006/</a></p>

73	地震防災対策強化地域に所在し、条件を満たす博物館の消防計画			<p>【★注：消防法施行規則第三条4には、地震防災対策強化地域として指定された地域に所在する防火対象物のうち、条件を満たすものについては、消防計画に次に掲げる事項を定めなければならないとされています。】</p> <p>一 大規模地震対策特別措置法第二条第十三号 に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること。  二 大規模地震対策特別措置法第二条第三号 に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。  三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。  四 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。  五 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。  六 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 大規模地震対策特別措置法  <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/353AC0000000073">https://laws.e-gov.go.jp/law/353AC0000000073</a></p> <p><input type="checkbox"/> 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧／内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/tokai/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/tokai/index.html</a>  （直リンク！）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/tokai/pdf/toukai_ichiran.pdf">https://www.bousai.go.jp/jishin/tokai/pdf/toukai_ichiran.pdf</a></p>	
74	警戒宣言への対応		<p>災害復旧等の活動との調整&gt;具体的な記述のポイント p.118 (p.17)  ▶警戒宣言が出された場合の対応を記載する。</p>	<p>【★注：防災管理実施義務のある館の記載例】  警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの対策</p> <p>一 警戒宣言が発せられた場合における自衛消防組織に関すること。  <input type="checkbox"/> 警戒本部〔災害対策本部〕の設置  ・政府による警戒宣言が発令された場合、館内に警戒本部を設置する。☆が本部の設置を命じる。設置場所は、☆とする。  <input type="checkbox"/> 警戒本部〔災害対策本部〕の活動の目的と内容  ・宣言時の混乱防止を図り、地震発生後の被害を大幅に減少させ、二次災害を防止することを目的とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急参集  ・休日及び夜間等で緊急連絡網により通報を受けた職員は、状況に応じて速やかに館に緊急参集する。  ・出勤途上において警戒宣言が発せられた場合は☆とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務の継続等の指示  ・勤務中において警戒宣言が発せられた場合は、各業務の継続又は中止の指示は、警戒本部〔ないし災害対策本部〕の決定による。</p> <p><input type="checkbox"/> 組織の編成  ・消防計画に定める組織を準用するが、特に建物、設備、敷地の点検と応急対策を行うため、自衛消防隊編成表及び任務表を編成替える。</p> <p>①情報収集・連絡班  情報収集状況、職員並びに入館者への情報伝達状況、入館者避難誘導状況、警戒体制の状況把握、テレビ、ラジオ、メガホンの確保・点検、ガラス破損防止措置、机の滑動防止措置等の指示</p> <p>②避難誘導班  避難経路、メガホン、懐中電灯等避難施設、器具の点検</p> <p>③応急救護班  備蓄医薬品、救護室の確保、負傷者等の手当及び看護準備</p> <p>④消火班  消火器、屋外消火栓ボックス等の点検</p> <p>⑤重要物搬出班  優先的に搬出すべき博物館資料、重要書類の搬出準備</p> <p>⑥警備班  館内外の警備、屋内（外）建物、施設の点検</p> <p>⑦安全防護班  ・電気室スタッフ：非常電源等電気設備の点検、照明器具の点検、各種配電線及び危険施設の保安措置  ・空調室スタッフ：消防用設備等の点検（消火班の実施するものを除く）、各種配管継手等危険箇所点検、建物外壁の点検。</p> <p>二 情報の収集と地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。  <input type="checkbox"/> 警戒本部〔対策本部〕で収集すべき情報  ・警戒宣言発令後の地震予知情報の内容  ・行政機関、防災機関等の動向  ・入館者等の動向  ・自衛消防組織の編成状況  ・応急対策の進行状況  ・交通機関の運行状況及び駅周辺の状況  ・時差退庁の状況  ・警戒宣言の解除等の情報  ・その他応急対策実施上必要な事項</p> <p><input type="checkbox"/> 入館者への伝達  ・臨時閉館（臨時休館）の基準に従い、閉館業務を中止し、その旨を入館者に伝達して帰宅を促す。  ・伝達に際しては、入館者等に緊迫感をあたえることがないよう配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/> 来館者への警戒宣言発令の館内アナウンス  ・臨時閉館の放送  「こちらは防災センターです。館内の皆様にお知らせいたします。本日00時00分、(2、3日以内に東海地震が発生するおそれがあるとされる)東海地震に関する警戒宣言が発令さ</p>	

					<p>れました。誠に申し訳ありませんが、東海地震の発生に備え、当館は、臨時閉館とさせていただきます。係員の指示に従って、落ち着いて行動願います。」(以上2回繰り返し。)</p> <p>※判定会招集情報を入館者に伝達するか否かについては、警戒本部【対策本部】が判断する。</p> <p>三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。  <input type="checkbox"/>避難誘導員を、☆等要所に配置する。なお、混乱がなければ、積極的な誘導は行わないものとする。  <input type="checkbox"/>入館者が多く、一時に退館者が殺到するおそれのある場合は、順次伝達する等考慮する。  <input type="checkbox"/>混乱のきざしが現れた場合は、メガホン等を使用し、入館者の冷静な行動を呼びかける。  <input type="checkbox"/>館内残留者の有無については十分確認すること。</p> <p>四 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。  <input type="checkbox"/>建築物、施設等の点検  大規模地震発生の場合には、火災、建物・設備の損壊、収容物等の転倒・移動・落下、ガラスの破損、樹木の倒壊等の発生が予測されるので、関係職員は緊急参集後、巡回点検を行い、出火防止措置、転倒・移動・落下防止措置等の応急対策を行う。  <input type="checkbox"/>出火防止措置  ・火気使用設備器具の使用停止及び制限は、湯わかし器及びガス等の火気使用設備器具については、地震動により、作動する安全装置を備えたものを除き、警戒宣言発令情報に接した時点でただちに使用を停止する。  ・やむを得ず火気を使用する場合、安全性を確保するとともに常時職員に、その火気を監視させただちに消火できる体制をとり、使用する火気使用設備に適した消火用具を配置する。</p> <p>五 その他の応急対策  <input type="checkbox"/>非常災害用ポリ容器に飲料水を確保する。  <input type="checkbox"/>バケツその他手近な容器に初期消火用水を確保する。  <input type="checkbox"/>各室ごとに貴重品・重要書類等の非常持出し品の内容を確認し、いつでも搬出できる体制しておく。</p> <p>六 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。</p> <p>七 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</p>
75		東南海・南海地震防災対策推進地域に所在し、条件を満たす博物館の消防計画			<p>【★注：消防法施行規則第三条6には、東南海・南海地震防災対策推進地域に所在する防火対象物のうち、条件を満たすものについては、消防計画に次に掲げる事項を定めなければならないとされています。】</p> <p>一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。  二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。  三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</p> <p>○東南海・南海地震防災対策推進地域（市町村一覧／内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/tonankai_nankai/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/tonankai_nankai/index.html</a>  （直リンク↓）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/tonankai_nankai/pdf/tounankainankai_ichiran.pdf">https://www.bousai.go.jp/jishin/tonankai_nankai/pdf/tounankainankai_ichiran.pdf</a></p>
76		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に所在し、条件を満たす博物館の消防計画			<p>【★注：消防法施行規則第三条8には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に所在する防火対象物のうち、条件を満たすものについては、消防計画に次に掲げる事項を定めなければならないとされています。】</p> <p>一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。  二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること。  三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</p> <p>○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域市町村一覧（内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html</a>  （直リンク↓）  <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf">https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf</a></p>

77	<b>火災対策</b> 関連項目：シート5（地震 応急対応）6行、10行 関連項目：シート6（火災 応急対応）		基礎編p.9 火災への備えとしては、火気使用設備の日常点検、避難する廊下・出入り口・防火シャッターの近くに障害となる什器や荷物等を置かない、ごみ箱の点検、消火器・消火設備の点検等の措置が必要です。		<input type="checkbox"/> 漏電や落雷等による火災に備え自動火災報知設備、消火設備、避難設備等の総合的な防災設備を整備する。なお、これらの設備の日常点検や操作手順の確認も定期的実施し、平常時から出火防止・火災の拡大防止をはかる。	国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル（総務省消防庁 令和2年3月24日） <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-5.html">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-5.html</a> 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン（文化庁） <a href="https://ch-drm.nich.go.jp/pdf/Building-fire-protection-guideline.pdf">https://ch-drm.nich.go.jp/pdf/Building-fire-protection-guideline.pdf</a> 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（文化庁） <a href="https://ch-drm.nich.go.jp/pdf/Arts-and-crafts-fire-protection-guideline.pdf">https://ch-drm.nich.go.jp/pdf/Arts-and-crafts-fire-protection-guideline.pdf</a>
78	<b>火気管理等出火防止対策</b>			火気管理等出火防止対策＞具体的な記述のポイント p.106（p.10） <input checked="" type="checkbox"/> 火気使用設備の管理、喫煙制限等火気使用の制限について明確化する。 <input checked="" type="checkbox"/> 臨時の火気使用に必要な手続き・安全措置等について明確化する。		厨房における火災予防の広報用映像（総務省消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/pressrelease/info/post-4.html">https://www.fdma.go.jp/pressrelease/info/post-4.html</a>
79	<b>電源や燃料を必要とする展示物の災害時の緊急停止手順を確認</b>		科学館・自然系博物館／実践編p.40 科学館の展示スペースでは、動力を学ぶためのものなど、電源や燃料を必要とするものも考えられます。火災等の原因にならないよう、災害時の緊急停止、確認手順などを確立しておきましょう。			
80	<b>危険物等の管理</b>			危険物等の管理＞具体的な記述のポイント p.106（p.10） <input checked="" type="checkbox"/> 危険物等の貯蔵取り扱い、種類・数量変更に必要な手続き・安全措置について明確化する。		
81	<b>引火性物質、可燃性物質等の危険物や可燃性ガス等、法律を厳守した取扱い</b>		基礎編p.37 引火性物質、可燃性物質等の危険物や可燃性ガス等は、法律を厳守して取り扱う。  基礎編p.38 <input type="checkbox"/> 博物館の爆発火災 2004年7月、千葉県の博物館の文書収蔵庫で天然ガスによる爆発火災事故が発生しています。このように思いもよらぬ災害やリスクが発生することがあります。事前にどのような災害やリスクがあるかを洗い出し、起きた場合にどんなことをする必要があるのか、事前にどのようなことを準備しておくかなどは検討しておく必要があります。消防庁HP 天然の可燃性ガスに起因する火災の実態調査結果（概要抜粋）を参考に作成  基礎編p.38 <input type="checkbox"/> セルロイドフィルムの発火 1955年頃以前のセルロイドが含まれているフィルムが夏季に自然発火した事例は博物館に限らず映画館やフィルムセンターなど多く知られています。セルロイドは火炎の伝播速度が速く、火がつくと消火が困難で、条件によっては有毒な窒素酸化物を生じ、中毒を引き起こすおそれがあります。歴史的な貴重なフィルムを所有する博物館では、自然発火しないよう安全な材料へ転写して廃棄する、保管場所の温度調節をしっかり行う等適切な管理を行うなど対策が必要です。災害情報センターHP 猛暑による事故を参考に作成			
82	<b>避難施設・防火上の構造等の管理</b> 関連項目：このシート55行、56行			避難施設・防火上の構造等の管理＞具体的な記述のポイント p.106（p.10） <input checked="" type="checkbox"/> 避難施設・防火設備等の管理についてその責任者・範囲・管理方法等について明確化する。	<input type="checkbox"/> 迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう、必要な消防・避難及び救助に関する施設・設備等を整備する。その際、誘導灯、誘導標識等の避難設備の整備に留意する。	官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック（令和4年 国土交通省大臣官房官庁営繕部） <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html">https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html</a>
83	<b>誘導灯・誘導標識の機能確保</b>		基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 誘導灯をおおい隠すようなものは置かない。			上記ガイドブックIII-3
84	<b>避難経路となる廊下、階段、出入口の機能確保</b>		基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 避難〔経〕路には障害となる什器、備品等を置かない。		<input type="checkbox"/> 避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する避難施設 ・避難の障害となる設備を設け、または物品を置かないこと。 ・避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。 ・床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。	上記ガイドブックIII-3
85	<b>避難器具の機能確保</b>					上記ガイドブックIII-3
86	<b>防火扉、防火シャッターの閉鎖障害防止</b>		基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 防火シャッターの下にものを置かない。			上記ガイドブックIII-3
87	<b>火災報知器、消火栓の機能確保</b>		基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 火災報知機、消火栓等の付近にものを置かない。			
88	<b>火災報知器、消火器・消火栓等消火設備の位置確認</b>		基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓、火災報知器、消火設備の位置を日ごろから確認しておき、毎年、訓練で機器を実際に使う。		<input type="checkbox"/> 日頃から消火器の設置場所を確認しておくこと。 <input type="checkbox"/> 消火器の機能と取扱いを全職員に徹底を図る。 <input type="checkbox"/> 消火具（砂ほか）・懐中電灯を事務室・収蔵庫の定位置に常備する。	
89	<b>自衛消防訓練の実施</b> 関連項目：このシート 107行		基礎編p.37 <input type="checkbox"/> 毎年の文化財防火の日、防災の日等に必ず火災訓練を実施する。 <input type="checkbox"/> 文化財防火の日 毎年1月26日は、文化財防火の日ですが、この日の制定は、昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機としています。この事件を契機に火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、翌昭和25年に文化財保護の統括的法律として文化財保護法が制定され、1月26日を中心に文化財に関する防災訓練等を積極的に展開するようになりました。文化庁HPを参考に作成	<input checked="" type="checkbox"/> 関連項目：このシート107行	<input checked="" type="checkbox"/> 関連項目：このシート107行	
90	<b>水害対策</b> 関連項目：シート7（風水害 応急対応）36行					風水害対策（内閣府防災情報のページ） <a href="https://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html">https://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html</a>

91	施設、資機材等に関する対策	<p>基礎編p.32</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 屋外排水溝、屋上のルーフトレインの定期的な掃除</li> <li><input type="checkbox"/> 土嚢袋、止水板、防水シート、雨具等の水防資器材の備蓄</li> </ul> <p>実践編p.51</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 風雨による浸水を防ぐため、屋上や窓の防水性を確認します。</li> <li><input type="checkbox"/> 浸水のリスクを低減するように、屋上のルーフトレイン周りや屋外排水溝の掃除をしておきましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 浸水時に必要となるような物資（土嚢、新聞紙等）を備蓄しましょう。水を除去したあとは消毒が必要になりますので、消毒薬を準備し、手順をあらかじめ決めておきましょう。浸水してきた水が下水の場合や海水の場合は特に注意が必要です。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 文化財建造物について風雨による浸水を防止するため、屋根や壁面の防水性を点検し、風雨が浸入する可能性がある箇所については、事前に補修・補強又はビニールシートで覆う等の措置を講じる。</li> <li><input type="checkbox"/> 雨水を円滑に排水できるよう、雨樋や排水溝を常に点検し、清掃しておく。</li> <li><input type="checkbox"/> 土嚢、止水板の作業手順確認</li> <li>・浸水等に備え、被害を軽減できるよう土嚢や止水板等を予め用意し、作業手順を確認しておく。</li> </ul>	
92	博物館資料に関する対策	<p>実践編p.51</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 収納を最下段の高さを床から15cm以上上げておけば、水損を防止できますし、書架や棚の最下段の利用を制限することでも同様の効果があげられます。水による被害を受けやすいものは下に置かないようにします。また、床に出来るだけ直接資料を置かないようにします。</li> </ul> <p>実践編p.53</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特に水による被害を受けやすい紙や布でできた資料が濡れるのを防ぎます。低いところへ置かない、箱に入れて収納するなど、各資料にとって現実的な方法を取ってください。</li> <li><input type="checkbox"/> 各フロアの水損リスクの高い資料を把握しておき、なるべく水損リスクの高いフロアには被害を受けやすい資料を置かないようにしましょう。</li> </ul>			
93	<b>強風対策</b> 関連項目：シート7（風水害 応急対応）34行				風水害対策（内閣府防災情報のページ） <a href="https://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html">https://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html</a>
94	施設に関する対策	<p>実践編p.51</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 強風対応</li> </ul> <p>屋根周りや風当たりの強い場所への補修や補強対策をしておきましょう。</p> <p>植物園・動物園／実践編p.59</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 強風による倒木</li> </ul> <p>倒れる可能性のある木は平時より監視と手入れを行います。特に柵などを破壊する可能性のある場所に生えている木や、倒れることによってその木を伝って動物が逃げることが出来るような木などは移転や除去を検討します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 看板や掲示板の設置者は、強風で飛ばされないようしっかりとした固定を心掛ける。</li> <li><input type="checkbox"/> 看板等の取付けを定期的に点検する。</li> </ul>	
95	屋外の博物館資料等に関する対策			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 強風時に倒れる可能性がある屋外彫刻作品等については、事前に対処しておく。</li> </ul>	
96	<b>落雷対策</b> 関連項目：シート7（風水害 応急対応）46行				
97	雷サージ対策	<p>実践編pp.51-52</p> <p>まずは避雷針を設置しましょう。雷により、一時的もしくは施設故障により中長期にわたり、停電することが考えられます。資料の維持やセキュリティ上必要な機器に対してバックアップ電源の確保を行いましょう。落雷等による過電流（一時的に定格以上の電圧がかかる電圧異常）では、精密機械であるコンピュータは大きな損傷を受ける場合があります。テレビやパソコンなどのコンセントのプラグを抜いておきましょう（その際メインスイッチを切るのではなく、必ずコンセントのプラグを抜いてください。）。また、パソコンのデータのバックアップをしておきましょう。高度な機器は電源を切る手順、つける手順を正しく行わないと故障の原因となることがあります。電源のON/OFFについて、日頃から複数の方ができるようにしておき、手順書を作っておきましょう。また、正常に終了、起動できなかった場合に備えて緊急時の連絡対策を整えておきましょう。</p> <p>実践編p.58</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 雷による異常電流</li> </ul> <p>飼育施設の制御装置に落雷の被害が出れば、甚大な影響を及ぼす事故になる可能性があります。避雷針が設置されていても、落雷による高電流の回路侵入は予測と対策が難しく、施設の管理上、重要な電気機器については、予備部品、予備回路、手動制御などの対策が必要です。</p>			公共施設のための雷害対策ガイドブック（全国市有物件災害共済会 発行／平成27年） <a href="https://city-net.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/00_koukyou_raigaitaisaku.pdf">https://city-net.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/00_koukyou_raigaitaisaku.pdf</a>
98	屋外展示中止の基準設定、来館者避難場所の確保	<p>実践編pp.51-52</p> <p>雷が発生したときの屋外展示の中止の基準を定めておき、来館者を避難させる場所も確保しておきましょう。</p>			
99	インフラ等の機能不全への対策				

100	<p>停電への対策</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）47行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）57行</p>	<p>基礎編p.40</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 平常時にも巡回員、ガードマン等が設備異常の確認を行う。</li> <li>□ 日頃から設備故障に備え、設備の改修、交換を計画的に実施する。</li> <li>□ 設備の故障、事故発生時に必要となる連絡先を準備しておく。</li> <li>□ 設備の故障、事故に応じた入館者の避難、閉館等の基準を検討しておく。</li> <li>□ 設備の故障、事故に応じた資料の避難、応急措置について検討しておく</li> <li>□ 自家発電設備を整備し、起動時間、供給範囲等について情報共有を行う。</li> <li>□ 非常口やドアノブなどに蓄光テープをはる。</li> <li>□ 日頃から非常用コンセントや非常用電話の位置を把握し、緊急時に利用できるようにする。</li> </ul>	<p>▶停電：非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備etc. p.104</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;具体的な記述のポイント p.115 (p.16)</p> <p>▶停電への対応（非常電源の確保、携帯用照明器具等の確保、再通電に備えた対応）について記載する。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;記述内容の解説 p.115</p> <p>▶電気：停電～非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備・平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、バッテリー等の確保について規定する。</p> <p>▶夜間の停電に備えて、懐中電灯などの携帯用非常用照明器具等を確保することが必要。</p> <p>▶電気配線等が破損していると、ブレーカーを入れた際、ショートやスパーク等により、火災になる恐れがあるため、二次災害防止策を定めておく。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;活動要領例等 p.115</p> <p>▶消防用設備等・防火設備等のために設けられている非常電源は、本来当該設備を停電時に必要な間、動かすことを目的として設置されているものであるため、地震時の活用については、別途設備の性能・容量等に応じ検討しておく必要がある。</p>	<p>□ 非常電源の確保</p> <p>(1)平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、無停電電源装置、バッテリー等の確保を図るとともに定期点検を行う。また懐中電灯などの携帯用照明器具等を確保する。</p> <p>(2)手動操作が必要となる非常電源について、その操作手順を確認しておく。</p> <p>(3)停電発生時に備え、確実な通報体制を確保する。</p> <p>□ 消防用設備その他の防災設備の代替措置</p> <p>消防用設備その他の防災設備の非常電源は、当該設備が、非常電源専用受電設備である場合には停電発生時に直ちに機能停止となり、自家発電設備又は蓄電池設備である場合においても、所定の時間を越えたときには機能停止となることを踏まえ、次のとおり各設備について代替措置を確認する。</p> <p>(1)屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等 消火器及び簡易消火用具の位置及び使用方法を周知徹底するとともに、補助用高架水槽等からの落差を活用した放水が可能であるか確認する。</p> <p>(2)不活性ガス消火設備等 手動による放出手順操作を再確認する。</p> <p>(3)自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備等 巡視警戒態勢を確立しておくとともに、火災発見時の周知及び連絡体制について再確認する。</p> <p>(4)誘導灯 自衛消防隊等による避難誘導体制について再確認する。</p> <p>(5)排煙設備、防火戸等 手動操作すべき設備の位置及び操作手順を再確認する。</p> <p>□ その他の設備</p> <p>常用電源の停電によりただちに機能停止する館内の設備を確認する。常用電源の停電でも非常用電源等により一定の時間機能する設備及びその稼働時間を確認する。いずれの設備についても機能停止後の対応方法を確認しておく。下記の設備に係る確認事項をマニュアルに記載しておく。</p> <p>館内の設備：外線電話、内線電話、館内放送設備、エレベーター、エスカレーター、電気錠、自動ドア、給水設備（トイレの給水ポンプも含む）、トイレの照明、セキュリティシステム（監視カメラ及びモニターを含む）、コンピューター、空調設備等</p>	<p>エレベーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」 <a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html</a></p> <p>エスカレーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」 <a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html</a></p>
101	<p>ガスの供給停止への対策</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）52行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）62行</p>		<p>インフラ等の機能不全への対応&gt;記述内容の解説 p.115</p> <p>▶活動長期化対策としてプロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ等の確保も考慮する。</p>	<p>□ プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ、炭等の確保を図る。</p>	
102	<p>断水への対策</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）53行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）63行</p>		<p>インフラ等の機能不全への対応&gt;具体的な記述のポイント</p> <p>▶断水（消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等）への対応について記載する。p.115 (p.16)</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;記述内容の解説 p.115</p> <p>▶上下水道：断水～消火用水の容量確保、漏水時の速やかな閉止</p> <p>▶火災が発生した場合の消火用水の確保について記述する。</p> <p>▶漏水による被害防止対策について記述する。</p> <p>▶活動長期化対策としての生活用水の確保・トイレ対策について記述する。</p>	<p>□ 建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。</p>	
103	<p>通信障害への対策</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）54行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）64行</p>		<p>インフラ等の機能不全への対応&gt;具体的な記述のポイント</p> <p>▶通信障害への対応（緊急連絡方法の複数化、無線手段の確保等）について記載する。p.115 (p.16)</p> <p>▶通信障害：消防機関等への通報手段の複数化etc. p.104</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;記述内容の解説 p.115</p> <p>▶通信障害：消防機関等への通報手段の複数化</p> <p>▶固定電話や携帯電話は通話需要が増えると通話規制が行われ、つながりにくくなることがあるため、通信回線の複数化、無線等の活用について記述する。</p> <p>▶災害伝言ダイヤルの活用について記述する。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;活動要領例等 p.115</p> <p>▶トランシーバー等を活用する場合、周囲の状況によっては輻輳のおそれについても考慮が必要である。</p>	<p>□ 電話回線の複数化及び無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。</p>	<p>災害時優先通信（総務省） <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/yusen.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/yusen.html</a></p>
104	<p>交通障害への対策</p> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）55行 関連項目：シート7（風水害 応急対応）65行</p>		<p>インフラ等の機能不全への対応&gt;具体的な記述のポイント p.115</p> <p>▶交通障害への対応（一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等）について記載する。</p> <p>▶交通障害：自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保 p.115</p> <p>インフラ等の機能不全への対応&gt;記述内容の解説 p.115</p> <p>▶交通障害：自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保</p> <p>▶防火対象物が道路等の状況により孤立する可能性、危険場所等について検討する。</p> <p>▶平常時の移動ルートが確保できない場合の代替的な移動ルート、ヘリコプター等の着地場所の確保等について記述する。</p>		

## 資機材・物資の確保と定期的点検

関連項目：シート5（地震 応急対応）38行  
 関連項目：シート6（火災 応急対応）9行  
 関連項目：シート7（風水害 応急対応）18行

基礎編p.11の表8

□ 備蓄

次のような初動対応、来館者対応、資料対応等に必要最低限のものは備蓄しておく必要があります。

[★注：基礎編p.11に「博物館にそなえるべきもの（例）」と題された表が掲載されていますが、その後下記の通り実践編p.29の表11に更新されています。]

実践編p.29

□ 防災物資を備蓄します

必要最低限の防災物資を備蓄しておき、その場所もわかるようにしておきましょう。

備蓄すると良い物資の例 実践編 p.29の表11

◎非常備蓄品：□ヘルメット□懐中電灯□予備電池□マスク□防寒具□運動靴□ポリ袋□軍手□拡声器□ラジオ□笛

◎救急医薬品：□殺菌消毒剤□解熱鎮痛剤□包帯□ガーゼ□脱脂綿□三角巾□ハサミ□絆創膏□ピンセット□体温計□人工呼吸用マスク

◎救出救助資器材：□ジャッキ□パールのこぎり□スコップ□はしご□鉄パイプ□ロープ（避難誘導用トラロープ） □担架□AED□鉄線ハサミ□ハンマー

◎生活資器材：□水（1日3ℓ/人） □食料（3日分/人） □カセットコンロ□簡易トイレと消毒剤□ポリタンク□紙食器□浄水器□発電機

◎資料作品対応資器材（収蔵庫）：□毛布□ダンボール200個単位□エアキャップ□薄葉紙□真綿□冷凍庫□扇風機□持ち運び用の担架□紐□ガムテープ□カッターナイフ□ラベル□速乾性ペン□ペーパータオル□タオル□さらし布□新聞紙多数□発泡スチロール箱□冷却剤□ぞうきん多数□トレイ

◎資料作品対応資器材（展示室）：□デジカメ□筆記具□拡声器□簡易トイレと消毒剤□ポリタンク□懐中電灯□浄水器□発電機□予備電池

◎消火・警備資器材：□消火器□トランシーバー

◎水防資器材：□土嚢袋□止水板□防水シート□雨具□消毒薬

動物園／地震／実践編p.41

ベレットだけで生きられる動物と、新鮮な生肉などが必要な動物がいます。地震発生時の餌の調達について検討をしておきましょう。草食動物の餌となるような植物は園内で栽培すると良いでしょう。

歴史博物館・美術館／風水害／実践編p.53

資料の救出に必要な物を準備し、場所が分るようにしておきましょう。

「自衛消防組織整備品リスト（参考例）」p.67

自衛消防組織整備品リスト(参考例)

任 務 別	品 名			
	用意すべき資機材	○×	用意が推奨される資機材	○×
指 揮	消防計画(自衛消防活動要領)		携帯用拡声器	
	建物図面(平面図・配管図・電気設備図等)		指揮本部用の資機材及び標識(隊旗)	
	名簿(従業員・宿泊者・入院者等)		照明器具(懐中電灯・投光器等)	
通 報 連 絡	非常通報連絡先一覧表		携帯用拡声器	
			情報伝達機器(トランシーバー等)	
抑 制 消 火	防火衣又は作業衣		可搬消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具(とび口等)	
建 物 誘 導	マスターキー		ロープ	
	切断機具(ドアチェーン等切断用)		誘導の標識(案内旗等)	
	名簿(従業員・宿泊者・入院者等)		誘導の標識(案内旗等)	
安 全 防 護	照明器具(懐中電灯等)		フリップボード	
	キー、手動ハンドル(防火シャッター、エレベーター、非常ドア等)		エンジンカッター	
そ の 他	救助器具(ロープ、パール、ジャッキ等)		遠征式救助器具セット	
	建物図面(平面図・配管図・電気設備図等)			
応 急 救 護	応急医薬品		応急処置所設置資機材(テント、ベッド等)	
	担架		受傷者記録用紙	
搬 出			車イス	
	非常用搬出品リスト(契約書類、台帳、PC、電子記録等)		自動体外式除細動器(AED)	
			防水シート	
			保管標識	
			携帯発電機	

※資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。  
 ※備蓄・保管施設に標識等のおそれがある場合は、分散して保管します。  
 ※食料(缶詰、乾パン等)：必要日数×必要人数分  
 ※飲料水(自家 3リットル/日)：必要日数×必要人数分

[★注：消防計画ガイドライン（平成31年）の整備品リスト（左のセルの参考例）では、装備品が応急対応時の任務別に整理されていますが、ぶんぼう版もこれに準じます。同リストの資機材を再掲します（■印）。この整備品リストにはない調査協力館及び文科省ガイドブックの資機材も掲載します（□印）。太字は任務の名称です。]

## 指揮

■用意すべき資機材：消防計画（自衛消防活動要領）、建物図面（平面図・配管図・電気設備図等）、〔館内業務従事者の〕名簿

■用意が推奨される資機材：携帯用拡声器、指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）、照明器具（懐中電灯・投光器等）、情報伝達機器（トランシーバー等）

[★注：消防計画ガイドライン（平成31年）の整備品リストに「消防計画（自衛消防活動要領）」とありますが、これは危機管理マニュアルと同義です。文科省ガイドブックにおいても、危機管理マニュアルを防災ツールとしてリストアップしています（基礎編 p.25, p.31）。]

## 通報連絡

■用意すべき資機材：非常通報連絡先一覧表

■用意が推奨される資機材：携帯用拡声器、情報伝達機器（トランシーバー等）

## 初期消火

■用意すべき資機材：防火衣又は作業衣、消火器具

■用意が推奨される資機材：可搬消防ポンプ、消火器具破壊器具（とび口等）、防水シート

## 避難誘導

■用意すべき資機材：マスターキー、切断機具（ドアチェーン等切断用）、〔館内業務従事者の〕名簿、携帯用拡声器、照明器具（懐中電灯等）

■用意が推奨される資機材：ロープ、誘導の標識（案内旗等）、フリップボード

## 安全防護

■用意すべき資機材：キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）、救助器具（ロープ、パール、ジャッキ等）、建物図面（平面図・配管図・電気設備図等）

■用意が推奨される資機材：エンジンカッター、油圧式救助器具セット

□ 救助器具：のこぎり、スコップ、はしご、鉄パイプ、ハンマー、つるはし、浮き輪（池での救助用）

## 応急救護

■用意すべき資機材：応急医薬品、担架

■用意が推奨される資機材：応急救護所設置資機材（テント、ベッド等）、受傷者記録用紙、車イス、自動体外式除細動器（AED）

□ 応急救護所設置資機材：枕、毛布、掛け布団等

□ 応急医薬品等：人工呼吸用マスク、荷札、副木、三角巾、止血帯、止血剤、包帯、包帯止め、安全ピン、殺菌消毒剤、滅菌ガーゼ、脱脂綿、サージカルテープ、絆創膏、ハサミ、ピンセット、体温計、解熱鎮痛剤、火傷薬、整腸剤、かゆみ止め軟膏、綿棒、薬用石けん

## 搬出

■用意すべき資機材：非常用搬出品リスト（契約書類、台帳、PC、電子記録等）

■用意が推奨される資機材：防水シート、保管標識

その他

■用意すべき資機材：災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛

■用意が推奨される資機材：携帯発電機

□非常備蓄品：マスク、防寒具、ポリ袋、ラジオ、緊急地震速報を活用するため必要な資機材、非常持ち出し袋、予備電池

□生活資器材：カセットコンロ、簡易トイレと消毒剤、ポリタンク、紙食器、浄水器、サバイバルブランケット、毛布、タオル、ランタン、アルコール除菌シート、非常用トイレ袋、トイレダスト回収バック、バッテリー、スマホ充電器

□資料作品対応資器材（収蔵庫）：毛布、ダンボール200個単位、エアキャップ、薄葉紙、真綿、冷凍庫、扇風機、持ち運び用の担架、紐、ガムテープ、カッターナイフ、ラベル、速乾性ペン、ペーパータオル、タオル、さらし布、新聞紙多数、発泡スチロール箱、冷却剤、ぞうきん多数、トレイ、懐中電灯

□資料作品対応資機材（展示室）：デジカメ、筆記具、簡易トイレと消毒剤、ポリタンク、懐中電灯、浄水器、予備電池

□水防資機材：土嚢袋、止水板、雨具、消毒薬、吸水ブロック、防水シート

□来館者対応：臨時閉館時配布用無料観覧チケット

□職員及び入館者等が3日間留まるために必要な量の水、食料等の備蓄に努め、定期的な内容を確認する。

□水道、電気の供給停止時には敷地内の池等の水を活用するために、小型発電機、ポンプ、ポリタンク等を提供する。

□非常用物品の点検は、防災訓練実施時等に合わせて行う。

□ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策としてカセットコンロ、カセットボンベ、発電機、燃料を準備しておく。

全国美術館会議「災害対策資機材リストについて」>「会員館が常備しておくべき資機材リスト」

[https://www.zenbi.jp/data\\_list.php?g=118](https://www.zenbi.jp/data_list.php?g=118)

（直リンク↓）

<https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-118-1-pdf.pdf>

106	業務継続計画（BCP）の整備	<p>基礎編p.2</p> <p>□ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）</p> <p>事業継続計画が企業や行政で最近注目されています。これは、企業や行政が自然災害、大火災、テロ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業や業務の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時の事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画です。</p>			<p>【★注：「非常時優先業務」は応急業務と、通常業務のなかで業務継続の優先度が高い業務を含んでいます。これについては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」p.2のイメージ図がわかりやすいので、参照してください。】</p> <p>市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html</a>  （直リンク↓）  <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf</a></p> <p>事業継続計画（BCP）を策定する（内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk.html">https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk.html</a></p> <p>内閣府が発行しているガイドライン等を参照する（内閣府防災情報のページ）  <a href="https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk_04.html">https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk_04.html</a></p> <p>事業継続ガイドライン –あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応–  （直リンク↓）  <a href="https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/guideline202303.pdf">https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/guideline202303.pdf</a></p>
107	教育訓練	<p>基礎編p.9</p> <p>博物館の職員、ボランティア等を対象に、年に2度以上、実際の災害や事故を想定し、実地の訓練や机上の訓練を実施することが重要です。館内で普段あまり使わない通路、非常口、消火器、救急資器材、水防資器材等を実際に使い、いざという時に使えるようにしておく必要があります。訓練には、消防訓練、避難訓練、参集訓練、情報連絡訓練、被災状況確認訓練、資料対応訓練、設備操作訓練、停電訓練、机上訓練、総合訓練などがあります。訓練後には必ず反省会を開いて今後の危機管理計画等にフィードバックすることが重要です。消防、警察、地域の住民の皆さんにも参加してもらい対応シナリオを適宜変えていくなどの工夫も必要です。各地にある防災教育センターなどで地震・風水害体験などが行われていますのでそれに参加するのも効果的です。年に数回以上、実地訓練をテーマや発災場所を変えるなど工夫して実施している博物館があります。またAEDの使い方など応急救護の訓練も有効です。館内放送（会場内放送）など、災害発生時の伝達方法をあらかじめ決めておき、事前に災害発生を想定したりハーサルを実施することも有効でしょう。</p> <p>基礎編p.12</p> <p>いざというときは、マニュアルを別な場所へ取りに行ったり、長いマニュアルを読む時間も余裕もないことが想定されます。訓練を頻繁に行なうことにより、マニュアルなしでも応急対応を行なう練習をしたり、手順を覚えることが重要です。訓練のときに課題となったことは、訓練後話し合う機会を持ち、マニュアルの見直しを行いましょう。</p> <p>実践編p.28</p> <p>教育・訓練は、正職員のみが受ければよい訳ではなく、現場にいるボランティアなど全員を対象に実施することが大切です。消防署や警察署などと協力し、訓練を企画、準備します。訓練では消火設備や防災設備の確認等も行おうと良いでしょう。訓練を実施した後は必ず反省会を行いましょう。改善点があれば、対応マニュアル等に反映します。→p.79（ひな形14 訓練組み立てシート）</p> <p>地震／実践編pp.35-36</p> <p>□ 研修、教育の実施</p> <p>各博物館で考えられる地震被害の基礎的なイメージと、それに対応する責務が博物館職員にあるという認識を共有します。地震発生時は現場にいる全員が来館者と資料に対する対応をとることが必要であるため、アルバイト、ボランティアを含めた全職員に対して実施します。</p> <p>□ 安全確保・避難誘導方法の確立、避難誘導訓練の実施</p> <p>地震発生時の来館者、職員、ボランティア等の安全確保と避難誘導の方法を定めましょう。地震発生時に円滑に対応できるように訓練を行いましょう。比較的大きな建物であることが多い博物館は、来館者を避難させるよりもとどませた方が安全な場合も考えられます。来館者にとってはボランティアの方も博物館スタッフであり、地震発生時は避難誘導の際に頼りにします。そのため、災害時におけるアルバイト、ボランティアの役割を定め、アルバイト、ボランティアも含めた避難誘導訓練を行います。来館者の安全確保が最優先事項ですが、それをできるだけ早く完了することでそれだけ早く資料の救出にあたるができることを理解します。</p> <p>□ 施設内関係者との意識共有と連携</p> <p>博物館内の売店や喫茶コーナー等において、外部業者等が運営している場合においても、博物館の実施する事前対策のための協力や研修、訓練への参加を働きかけます。</p> <p>歴史博物館・美術館／風水害／実践編p.53</p> <p>□ 水損資料の取り扱いを行う担当者を決め、方法をあらかじめ訓練し、マスターしておきましょう。</p> <p>発展編p.3</p> <p>□ 研修・訓練の必要性</p> <p>博物館関係者が災害時における役割をきちんと果たすためには、実際に災害が起こる前に教育や訓練を通して、自分の役割を認識し、手順に慣れておく必要があります。そこで、各館のリスクマネジメントの内容を職員・ボランティアが理解するための教育（研修）を行ないます。そして訓練やヒヤリハット、実際の災害等を通してそれらを見直します。</p> <p>□ 研修・訓練をしていないとマニュアルが現実的ではない</p>		<p>【★注：自衛消防訓練には、総合訓練と部分訓練があります。通報訓練を「通報伝達訓練」、避難訓練を「避難誘導訓練」としている記載例も見られます。また救出救護訓練を応急救護訓練、救命・救急訓練と呼んでいる例もあります。】</p> <p>1 総合訓練  (1) 火災総合訓練  (2) 地震総合訓練</p> <p>2 部分訓練  (1) 消火訓練（初期消火）  (2) 通報訓練（通報連絡）  (3) 避難訓練（避難誘導）  (4) 救出救護訓練  (5) 安全防護訓練</p> <p>その他部分訓練の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛消防隊の編成及び任務の確認</li> <li>・自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練</li> <li>・緊急招集訓練</li> <li>・情報伝達訓練</li> <li>・指揮訓練</li> <li>・警戒宣言に係る防災訓練</li> <li>・緊急地震速報受信時の対応マニュアルに基づく訓練</li> <li>・大雨、洪水、強風等に伴う災害想定訓練</li> <li>・防潮壁、防潮扉、防潮板に関する訓練</li> <li>・ガス漏れに伴う災害想定訓練</li> <li>・大規模テロ等に伴う災害想定訓練</li> <li>・NBCR（核・生物・化学・放射能災害）等に伴う災害に係る対応訓練</li> <li>・シナリオ非提示型図上訓練（訓練企画者が危機の状況を付与し、参加者が対応を検討する訓練）</li> <li>・建物平面図、配置図等を使用した図上訓練</li> <li>・救出する博物館資料の作業分担を確認する訓練</li> <li>・危機発生時の動きを確認する訓練</li> <li>・消防隊の誘導・情報提供訓練</li> <li>・エレベーター管理会社が行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」</li> <li>・地震発生時のエレベーター対応マニュアルに基づく訓練</li> <li>・避難経路確保訓練</li> <li>・救命講習</li> </ul> <p>【★注：上記部分訓練のうち、シナリオ非提示型図上訓練は、消防計画作成ガイドライン（平成31年）においても推奨されている訓練です。調査協力館にもこの方式を採用している館があります。】</p> <p>□ シナリオ非提示型図上訓練</p> <p>（1）職員は日頃より「今の状況で災害が起きたらどうすれば良いか」という仮想訓練を心がける。</p> <p>（2）年☆回、特定の仮想条件下で各職員がとるべき行動を予測し、互いの行動について検討するための、シミュレーション・ミーティングを行う。</p> <p>（3）シミュレーション・ミーティングの開催者は輪番制とする。その際の仮想条件は開催者が設定し、課題を提示する。</p> <p>（4）年☆回、本実施要領の内容について検討するための防災会議を開催する。</p> <p>（5）館職員は案内監視スタッフに対して、災害時の初動等を記載した「災害時案内監視マニュアル」を配布し、本実施要領の改訂に即して更新する。</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルに書いてある手順が実際に則しておらず実行できない</li> <li>・マニュアルが複雑すぎて実行するのが困難</li> <li><input type="checkbox"/> 研修・訓練をしていないと一マニュアルの理解がされていない</li> <li>・職員やボランティアが自分の役割が分からず、初動対応が遅れる</li> <li>・対応に一貫性がなくなったり、抜けが出る</li> <li><input type="checkbox"/> 研修・訓練をしていないと一見直し・改善をしていないので、現在の状況に合っていない</li> <li>・マニュアルに記載されている電話番号が古い</li> <li>・担当者が異動し、別な担当者に変わったのに反映されていない</li> <li>・防災用品の備蓄場所が変更されたことが反映されていない</li> </ul> <p>発展編p.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 研修・訓練の目的と対象者</li> </ul> <p>研修・訓練の目的は、訓練対象者に博物館のリスクマネジメントについて理解し、いざというときに行動できるよう手順を習得することです。表2のように教育・訓練の対象者は博物館の危機管理担当の職員だけではなく、全職員そしてボランティア、レストラン・ショップ関係者、警備会社など運営に係る関係者にも参加してもらおうと良いでしょう。</p> <p>発展編pp.5-6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 研修・訓練の方法</li> <li>・研修・講習会</li> <li>・実地訓練</li> <li>・イメージ訓練</li> <li><input type="checkbox"/> 見直し・改善</li> </ul> <p>訓練ででてきた結果や実際の災害やヒヤリハットの経験により出てきた点の見直しを行います（表7）。一定の書式の記録シートを作成し、保存・共有します。</p>			
108	管理権原者の教育		<p>管理権原者の教育&gt;具体的な記述のポイント p.118 (p.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶管理権原者の普段からの教育・自己啓発等について記載する。</li> </ul> <p>管理権原者の教育&gt;記述内容の解説 p.118 (p.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶防災講演等への定期的な参加を明確化し記載する。</li> <li>▶消防訓練には必ず参加することを明確化し記載する。</li> <li>▶防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者等と定期的な情報交換を行うことを明確化し記載する。</li> </ul>		
109	防火管理者の教育	<p>★注：防災管理義務のある大規模な建築物等の場合、防火管理者が加わります。</p>	<p>防火・防災管理者の教育&gt;具体的な記述のポイント p.118 (p.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶防火・防災管理者の普段からの教育・自己啓発について記載する。</li> <li>▶防火・防災管理者講習・再講習の受講について記載する。</li> </ul> <p>防火・防災管理者の教育&gt;記述内容の解説 p.118 (p.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶防火・防災に関する講習会等に定期的に参加することを明確化し記載する。</li> </ul>		
110	自衛消防の組織に係る構成員の教育		<p>自衛消防組織の構成員の教育&gt;具体的な記述のポイント p.118 (p.18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶自衛消防組織の統括管理者について、有資格者であること（自衛消防業務新規講習・再講習の受講等）について記載する。</li> <li>▶自衛消防組織の構成員のうち、統括管理者の直近下位の内部組織を統括する者に対する講習受講等について記載する。</li> <li>▶市町村等が実施する自衛消防業務に関する講習を受講させる内部組織を統括する者を明確化する。</li> <li>▶自衛消防組織の本部隊の各班長（初期消火、情報収集、通報連絡、防災センター等における設備監視・操作、避難誘導、救出・救護に係る班に限る）</li> <li>※ 自衛消防組織の活動の全体像、個々の活動内容、防災センターによる指揮管理等に関する知識が必要。</li> <li>▶自衛消防組織の構成員の技術取得・維持のための訓練等について記載する。</li> </ul> <p>従業員の教育&gt;具体的な記述のポイント p.119 (p.18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶教育を受けた従業員教育担当者等による教育体制について記載する。</li> <li>▶従業員への地位・役割に応じた教育について記載する。</li> <li>▶パートタイム従業者等の教育体制について記載する。</li> <li>▶防火・防災に関する啓発用資料を作成し配布することを記載する。</li> </ul> <p>従業員教育担当者への教育&gt;具体的な記述のポイント p.119 (p.18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶従業員教育担当者の教育（従業員教育担当者が習得すべき専門知識やその修得手段（講習受講等））について記載する。</li> </ul> <p>従業員教育担当者への教育 p.18</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶アルバイト従業員等の入れ替わりが激しいような防火対象物では、基本的な内容（消火器取扱い、避難誘導等）については繰り返し行う。</li> </ul> <p>自衛消防組織の構成員の教育&gt;記述内容の解説 p.118 (p.18)</p> <p>(例) 装備品等の習熟訓練サイクルを定め、訓練結果を記載する。</p>		

111	訓練の実施		<p>訓練の実施時期等&gt;具体的な記述のポイント p.119 (p.18)</p> <p>▶訓練種別(総合・部分、火災・地震等)毎に時期、回数等を記載する。</p> <p>訓練の実施手順&gt;具体的な記述のポイント p.119 (p.18)</p> <p>▶防火対象物内部への周知や所轄消防機関への連絡について具体的な手順等を記載する。</p> <p>訓練の内容・方法&gt;具体的な記述のポイント p.119 (p.18)</p> <p>▶訓練の実施方法を記載する。</p> <p>▶訓練結果等の記録について記載する。</p> <p>▶訓練規模(全体、部、想定)ごとに、時期、回数を記録する方法を明確にする。</p> <p>▶訓練の検証・定量的な評価方法の導入等について記載する。</p> <p>訓練結果の検討&gt;具体的な記述のポイント p.120 (p.18)</p> <p>▶訓練結果を検討し、改善事項等の抽出・計画の見直し等を行うことを記載する(具体的な手順等を記載する)。</p> <p>▶訓練結果の検討組織の構成者を明確にして記載する。</p> <p>通報連絡&gt;記述内容の解説 p.110</p> <p>▶公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するかの訓練が有効である。</p> <p>訓練の内容・方法&gt;記述内容の解説 p.119</p> <p>▶「消防計画作成マニュアルの作成に係る検討 第2次中間報告書」(消防庁予防課)、「地下街等避難等訓練マニュアル検討会報告書」(消防庁予防課)等が参考となる。</p>		
112	危機管理マニュアルの館内周知			<input type="checkbox"/> 各執務室に危機対応フローを掲示する。 <input type="checkbox"/> 平時における危機管理意識の共有 危機管理マニュアルに定期的に目を通し、職員相互で内容理解に努めましょう。	
113	防災携行カード(緊急対応ポケットメモ)または1枚ものパンフレットの活用	<p>基礎編pp.12-15</p> <p>緊急時の連絡先は携行したり、分りやすい場所に張るなどして、必要な時はすぐに手にとれるようにしましょう。</p> <p>マニュアルの他に手帳や定期券入れに入るサイズの携帯カードまたは1枚ものパンフレットを別に作成しておくで大変役に立ちます(図4)。災害対応のポイントや緊急時の連絡先(消防、警察、防災センター等)などを記し、迅速な初動対応ができるようにします。またスタッフが被災し、怪我や病気で意識を失ってしまうことも考えられます。その際、その方の持病やアレルギーの情報が必要になることが考えられます。しかし、ボランティアや臨時のアルバイトの方の詳細な個人情報を博物館が把握していない場合もあります。博物館の職員の情報でも、担当者に問い合わせなくてはいけないので、取得まで時間がかかってしまいます。自身のためにもまわりのためにも携行カードには自身の緊急連絡先や持病・アレルギーも記すと良いでしょう。</p> <p>実践編p.31</p> <p><input type="checkbox"/> 防災携行カードの作成</p> <p>防災携行カードを作成・配布し、職員やボランティアの方々に携行してもらおうと良いでしょう。一ひな形15</p> <p>発展編pp.38-45</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急対応ポケットメモの活用</p> <p>(1) いろいろな緊急対応ポケットメモ</p> <p>① 緊急対応ポケットメモの形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットタイプ</li> <li>・カードタイプ</li> <li>・小さな冊子タイプ</li> <li>・ラミネート加工カードタイプ</li> <li>・携帯の画面に表示するタイプ</li> </ul> <p>② 緊急対応ポケットメモの携行の仕方</p> <p>(2) 雛形から緊急対応ポケットメモを作る</p>			
114	フロー図及びスキーム図の活用 ★関連項目：事前対策のスキーム図(シート8)、応急対応のフロー図(シート9、シート10)	<p>地震/実践編p42.</p> <p><input type="checkbox"/> 応急対応の流れ</p> <p>風水害/実践編p54.</p> <p><input type="checkbox"/> 応急対応の流れ</p>	初動時における主な対応事項と役割分担 p.66		

115		巻末の関連資料の活用			<p>【★注：平常時及び緊急時に参照しやすいよう、危機管理マニュアルの巻末等に以下のよう資料をまとめる事例が多くみられます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自衛消防の組織の編成表</li> <li><input type="checkbox"/> 各班の任務</li> <li><input type="checkbox"/> 地方公共団体の危機管理方針と館のマニュアルの関係（公立施設の場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急連絡網</li> <li><input type="checkbox"/> 協力要請機関の連絡先</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急地震速報と地震発生時の初期対応</li> <li><input type="checkbox"/> 非常警報設備の取り扱い方</li> <li><input type="checkbox"/> 消火設備の取り扱い方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> <li>・屋内消火栓</li> <li>・ガス系消火設備</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> エレベーター停止時の対応</li> <li><input type="checkbox"/> エスカレーター停止時の対応</li> <li><input type="checkbox"/> 応急救護のフロー図ないし記述</li> <li><input type="checkbox"/> 資機材・物資の備蓄・配置状況</li> <li><input type="checkbox"/> 構内平面図に落とし込んだ防災関係の情報 （AED、火災報知器、消火器、消火栓、避難場所、避難口、避難経路、避難用階段、緊急車両進入経路）</li> <li><input type="checkbox"/> 避難者名簿のフォーマット</li> <li><input type="checkbox"/> 事故・災害等の状況報告のフォーマット</li> <li><input type="checkbox"/> 防災訓練資料</li> <li><input type="checkbox"/> 防災気象情報と警戒レベルとの対応について（気象庁ウェブサイトより） <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html</a></li> <li><input type="checkbox"/> 当該博物館の立地する地域の災害の想定について（ハザードマップをもとに） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波 [震度6のときの津波最短期間、東南海・南海地震による津波M8.6程度の頻度、南海トラフ巨大地震による津波の頻度]</li> <li>・館の近くの指定津波避難所と最大収容人数、津波の際の避難場所（近隣の建物の〇階）]</li> <li>・近隣の川の氾濫 [想定している総雨量、発生確率]</li> <li>・内水氾濫</li> <li>・内水氾濫の説明、想定している総雨量、1時間最大雨量、発生確率、周辺地区の浸水想定]</li> <li>・高潮</li> <li>[中心気圧、最大旋衡風速]</li> </ul> </li> </ul>
116	情報発信体制の整備	<p>関連項目：シート5（地震 応急対応）83行  関連項目：シート6（火災 応急対応）35行  関連項目：シート7（風水害 応急対応）79行</p>	<p>基礎編pp.17-18</p> <p><input type="checkbox"/> 各種情報発信</p> <p>災害発生時には災害の規模や被災状況および事故、事件の状況に応じてホームページ等で公開すると共に、メディアを通じて社会への周知を図る必要があります。メディアは安全に係る情報等を広く迅速に生活者等に伝達する非常に重要な手段であり、危機時にはメディアの協力を得ることが不可欠です。しかし、メディアは意思を持ったステークホルダー（利害関係者）でもあり、必ずしも情報発信者の意図通りの報道とならないことがあります。そのため、情報を確実に伝えるためにはメディアの要望やニーズを踏まえ、常日頃からメディアとの良好な信頼関係の構築に努めることが非常に重要となります。万一、文化財を損傷したり、負傷者等が発生し、人命を失うことになった場合には、対応のあり方や日ごろからの取り組み姿勢、責任の所在が問われるでしょう。社会への説明責任を果たすため、迅速な報道発表が求められます。特に、人命が失われたり、多数の負傷者が発生する事態や、非常に貴重な文化財の破損事故等の場合には、メディアの関心も強いいため、一刻も早い報道発表が必要となります。そのような場合には、事実確認や原因等について不明な点があった場合でも、第一報を早く行い、その後、時間を置いて情報を更新していく体制を検討したほうが良いでしょう。</p> <p>その他、情報公開の対応等においては、次のことに留意し、実施すると良いでしょう。</p> <p>①記者会見実施判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に係る情報を不特定多数の生活者に迅速に伝える必要がある場合</li> <li>・記者からの取材が殺到し、個別の取材対応では対応しきれない場合 （個別取材対応は手間がかかる上、メディアへの情報提供量に差が発生し、記者の不満を募らせる可能性もある。）</li> <li>・記者クラブから説明を求められている場合 （説明をしないことによって、さらに記者の疑念を増幅させることになる。）</li> <li>・その他、ステークホルダーから相次いで問い合わせが入っている場合 （ステークホルダーが強く関心を持つ事態については、必然的に記者の関心を惹くことになる。個別の取材対応だけでは一部のステークホルダーの取材だけに偏った内容が報道されてしまう可能性がある。）</li> </ul> <p>②メディア対応時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応者は一人に一元化しておくこと</li> <li>・発表者は事前に情報を確認し、共通理解の上行なうこと</li> <li>・発表前には管轄官庁や関係団体に状況を報告しておくこと （メディアの報道により、他のステークホルダーに対する問い合わせや責任追及が発生する可能性がある。）</li> <li>・来館者の安全を確認したことを明確に伝えること</li> <li>・重要な保管資料の安全を確認したことを明確に伝えること</li> <li>・現状説明を的確かつ正確に行なうこと</li> <li>・再開は、安全対策を万全に行なった後に行なう旨の表明をすること</li> <li>・発表の際は報道関係者の先にいる生活者を意識すること</li> <li>・安全に係る情報については、迅速な情報発信を心がけること</li> </ul> <p>メディア対応後、その報道状況をチェックし、誤りや問題点の指摘があれば、改めて追加</p>	<p>通報連絡&gt;具体的な記述のポイント p.110</p> <p>▶マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。</p>	<p>【★注：調査協力館のマニュアルでは、「情報発信」ではなく、「情報公開」、「情報提供」としている館があります。文科省ガイドブックに詳しい解説があるため、調査協力館危機管理マニュアルからは下記以外の転載を行いません。】</p> <p>記者発表記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察、消防、その他関係機関による応急対応の妨げとなる可能性がある場合、現場には取材エリアを設ける（場合によってはロープ等で立ち入り禁止区域を示す）</li> <li>○必要に応じて関係者・地域住民への事情説明会を行う。</li> </ul>

		<p>の報道発表の実施等を検討すること</p> <p>③ホームページ等での情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会に対する一般的なメッセージについては、報道発表と相違しないこと (報道発表で配布した資料等を活用する。)</li> <li>・一般の来館者向けに必要な情報を提供すること (休館の状況等)</li> </ul> <p>実践編p.32</p> <p><input type="checkbox"/> 発信する情報</p> <p>一刻も早く第一報を行い、その後情報更新を行います。社会的信用を守り、来館者や地域住民、国民が求める情報を発信しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館の状況、開館の目途</li> <li>・価値の高い展示物や展示生物の被害状況、その保護のためにとった措置</li> <li>・地域住民等へ協力依頼すること</li> <li>・博物館や地域社会の復旧・復興に向けた取組み</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 発信する方法と担当者</p> <p>表13のように情報発信の方法と担当者、発信時期等をあらかじめ整理しておきましょう。 →ひな形16</p> <p>発展編p.27</p> <p>災害や事故、不祥事が起きたときの謝罪会見において、会見内容によっては、印象をより悪くする場合があります。</p> <p>●ポイント●</p> <p>謝罪会見を開く場合は、事前に練習をしたり、会見内容をしっかりと練ります。謝罪会見を見たり聞いたりする一般の方に何を伝えたいのかを明確にし、情報伝達の方法を工夫します。安全に関する情報は、誤った情報が流れて混乱する前に、正確な情報を発信します。会見がどのように報道されているかチェックし、必要に応じて対応を考えます。</p>			
117	保険の加入	<p>実践編p.30</p> <p><input type="checkbox"/> 保険に加入します</p> <p>必要に応じて損害保険や共済に加入します。保険金の下りる条件を確認すること、費用対効果を見積もることが大切です。</p>		<p><input type="checkbox"/> 損害保険会社への通報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者への対応処置として、損害保険会社への通報については、所轄部署と連絡をとり、適切に処理する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 人身事故に関する損害保険金の支払等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害保険金や医療費等の支払については、所轄部署と協議し、適切に処理する。</li> </ul>	